

1. 欧州（欧州連合知の財産庁）

1. 欧州（欧州連合知的財産庁）

（1）商標法の動向等

1) 欧州連合では、2004年10月1日からマドリッド協定議定書が発効している。2017年1月30日時点での欧州連合の加盟国は、28か国（ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国）であり、加盟を申請している国が5か国（トルコ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、セルビア、アルバニア）である。

2) 欧州連合商標（以下「EU商標」という。）については、EU商標に関する理事会規則（COUNCIL REGULATION (EC) No 207/2009 of 26 February 2009 on the European Union trade mark、以下「理事会規則」という。）に定められている。最近の改正は、2015年12月24日付けで欧州連合官報において公示された¹。一部は公示から90日後の2016年3月23日に施行された²。残りの部分については、2017年10月1日に施行され、本報告書においては、今後の利便性を考慮してその部分も含めて説明をする。

3) 2016年3月23日の上記施行に伴い、「欧州共同体商標」の名称が「欧州連合商標（EU商標）」に変更され、「欧州共同体商標意匠庁（OHIM）」の名称が「欧州連合知的財産庁（EUIPO）」に変更された。なお、欧州連合知的財産庁は、以下では「EUIPO」と表記する。

4) EU商標の実施規則については、2016年3月23日に施行された、COMMISSION REGULATION (EC) No 2868/95 of 13 December 1995 implementing Council Regulation (EC) No 40/94 on the Community trade mark（以下「実施規則」という。）が効力を有している³。

5) 他に、審査ガイドラインがホームページで公開されている⁴。

¹ EUIPO ホームページ→Law & practice→Law→EU trade mark legal texts→「Amending Regulation」
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1456313648273&uri=CELEX:32015R2424> [最終アクセス日：2017年1月25日]

² EUIPO ホームページ→Law & practice→Law→EU trade mark legal texts→「EUTMR - European Union trade mark Regulation」
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1461325727753&uri=CELEX:02009R0207-20160323> [最終アクセス日：2017年1月25日]

³ EUIPO ホームページ→Law & practice→Law→EU trade mark legal texts→「EUTMIR - European Union trade mark implementing regulation」
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1461332867393&uri=CELEX:01995R2868-20160323> [最終アクセス日：2017年1月25日]

⁴ EUIPO ホームページ→Law & practice→Practice→「Trade mark guidelines」
<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/trade-mark-guidelines> [最終アクセス日：2017年1月25日]

(2) 商標の定義

EU 商標は、理事会規則に定める条件及び手続に従い登録されている商品又はサービスのための商標をいう（理事会規則第 1 条(1)）。EU 商標は、欧州連合の全体について同一の効力を有する商標であり、その効力を欧州連合の一部の加盟国に限定することはできない（理事会規則第 1 条(2)）。

理事会規則第 1 条 EU 商標

(1) 本規則に含まれる条件に従い、かつ、ここに定める方法で登録される商品又はサービスについての商標は、以下「EU 商標」という。

(2) EU 商標は、単一性を有するものとする。それは、欧州連合全域において等しい効力を有するものとする。EU 商標は、欧州連合全域以外には登録、移転又は放棄されることはなく、所有者の権利を取り消すか又はそれを無効と宣言する決定の対象とはならず、また、その使用を禁止されることもない。この原則は、本規則に別段の規定がない限り、適用されるものとする。

EU 商標として登録可能な標章は、理事会規則第 4 条⁵に規定されている。ある事業者の商品又はサービスを他の事業者の商品又はサービスから識別できるものであって、かつ保護が与えられる主題について第三者が明確かつ正確に判断できる方法で商標を登録簿に表示できるという条件を満たせば、以下を含むものは商標として登録することができる。言葉、人名、デザイン、文字、数字、色彩、商品又は商品の包装の形状、音響。これ以外に、ホログラム、動的標章、位置標章、トレーサ標章などが登録可能である。

芳香標章は、写實的に表現できないため、登録可能な標章としては認められていない。

理事会規則第 4 条 EU 商標を構成することができる標識

EU 商標は、何らかの標識、特に、個人の名称を含む語、模様、文字、数字、色彩、商品又はその包装の形状、音響により構成することができる。ただし、それらの標識が以下を満たすことを条件とする。

- (a) ある企業の商品又はサービスを他の企業のそれらと識別できること、及び
- (b) 権限のある当局及び公衆が、所有者に与えられる保護の主題を明確で正確に判断できる方法で、EU 商標の登録簿（「登録簿」）に記されていること。

1) 欧州連合団体標章

欧州連合団体標章（以下「EU 団体標章」という。）とは、団体標章を所有する組合の構成員の商品又はサービスを、他の事業者の商品又はサービスから識別することができる EU 商標である。製造事業者、生産者、サービス提供者、商品取引事業者の組合で、その設立準拠法により、自己の名称であらゆる権利義務を取得又は負担し、契約の締結その他の法律行為を行い、訴訟当事者能力を有するものは、公法上の法人とともに、EU 団体商標の出願

⁵ 理事会規則第 4 条は、2017 年 10 月 1 日に施行される。これにより、色彩、音響が保護登録可能な標章として明示的に示されることになる。

をすることができる（理事会規則第 66 条(1)）。

理事会規則第 66 条 EU 団体標章

(1) 欧州連合団体標章（EU 団体標章）は、その出願の際に団体標章として記述され、その所有者である団体の構成員の商品又はサービスと他の企業のそれとを識別することができる EU 商標である。製造者、生産者、サービスの提供者又は取引業者の団体であつて、それらを規制する法律の用語に基づいて、自己の名称であらゆる種類の権利及び義務を有し、契約を締結し又はその他の法律行為をなし、訴え及び訴えられる能力を有するもの、並びに公法によって規制される法人は、EU 団体標章の出願をすることができる。

2) EU 証明標章⁶

EU 証明標章とは、地理的起源を除き、材質、商品の製造方法やサービスの実行方法、品質や正確性やその他の特徴に関して、証明標章の所有者によって証明された商品又はサービスを、証明されていない商品又はサービスから識別することができる EU 商標である（理事会規則第 74a 条(1)）。

理事会規則第 74a 条 EU 証明標章

(1) EU 証明標章は、その出願の際に EU 商標として記述され、地理的起源を除き、材質、商品の製造方法若しくはサービスの実行方法、品質、正確性又は他の特徴の点で、標章の所有者により証明された商品又はサービスと、証明されていない商品及びサービスとを識別することができる EU 商標でなければならない。

(3) 方式要件

日本を本国官庁とする基礎出願又は基礎登録について、欧州連合を領域指定した国際登録出願を行う場合の、出願書類（MM2）の記入に関する留意点は、以下のとおりである。

1) 出願人（APPLICANT）【願書の第 2 欄】

出願書類（MM2）の「2 APPLICANT」欄(a)には、国際登録出願の名義人が法人の場合には、公式の名称を記載し、かつ法人の法的形態（略称形でもよい）を含むものでなければならない（実施規則第 1 規則(b)）。

実施規則第 1 規則 出願の内容

(1) EU 商標出願には、次のものを含める。

(b) 出願人の名称、宛先及び国籍並びに出願人が居住するか、所在地又は施設を有している国。自然人の名称については、姓及び名を記載する。法人及び理事会規則第 3 条に該当する団体の名称は、公式の名称を記載し、かつ、法人の法的形態を含めるものとするが、慣習上の省略形を用いてもよい。電話番号、ファクス番号、電子メール宛先、及び出願人が通信の受領を受諾するその他のデータ通信手段の詳細を記載することができる。各出願人については、原則として、1 の宛先のみを記載する。複数の宛先が記載されている場合

⁶ 理事会規則第 74a 条は、2017 年 10 月 1 日に施行される。それまでは、EU 証明標章は商標としては認められない。

は、出願人が当該複数の宛先の 1 を送達宛先として指定する場合を除き、最初に記載されている宛先のみが考慮されるものとする。

2) 基礎出願又は基礎登録 (BASIC APPLICATION OR BASIC REGISTRATION) 【願書の第 5 欄】

国際登録について、それが団体標章、証明標章又は保証標章に関する基礎出願又は基礎登録を基礎とすることを表示する場合は、EU 団体標章又は EU 証明標章として取り扱われる⁷ (理事会規則第 154a 条(1))。

理事会規則第 154a 条 団体標章及び証明標章

(1) 国際登録が団体標章、証明標章又は保証標章に関する基礎出願又は基礎登録に基づく場合、連合を指定する国際登録は、EU 団体標章又は EU 証明標章のいずれか適用される方として、取り扱われなければならない。

3) 標章 (THE MARK) 【願書の第 7 欄】

商標の定義は、本報告書「(2) 商標の定義」に記載の通りである。

(i) 標準文字／表彰的な商標

出願書類 (MM2) の「7 THE MARK」欄(c)の標準文字制度はない。ただし、文字商標として審査されるためには、商標見本は、通常の活字でタイプ等したもので提出しなければならない。そうでない場合には、図形商標とみなされる (実施規則第 3 規則(1)、審査ガイドライン PART B, SECTION 2, 10.2)。

実施規則第 3 規則 標章の表示

(1) 出願人が特別な図形的特徴又は色彩についての主張を望まない場合は、標章は通常の手体で、例えば、出願書類において当該文字、数字及び標識をタイプ印書することにより、複製する。小文字及び大文字の使用は許容され、また、庁による標章の公告及び登録もその態様でなされる。

審査ガイドライン PART B, SECTION 2, 10.2 図形標章

図形標章は、以下からなる標章である。

- ・ 図形的要素のみ。
- ・ 言語的要素と図形的要素又はそれ以外の写実的要素の組み合わせ。
- ・ 標準文字でない言語的要素。
- ・ 色彩を含む言語的要素。
- ・ 複数行にまたがる言語的要素。

⁷ 理事会規則 154a 条は、2017 年 10 月 1 日に施行される。それまでは、国際登録について、それが団体標章、証明標章又は保証標章に関する基礎出願又は基礎登録を基礎とすることを表示する場合は、EU 団体標章として取り扱われる (実施規則第 121 規則(1))。

- ・ EU のアルファベット以外の文字。
 - ・ キーボードで再現できない記号。
 - ・ 上記の組み合わせ。
- (省略)

(ii) 色彩又は色彩の組み合わせそのものよりなる商標

出願書類 (MM2) の「7 THE MARK」欄(a)の商標見本が色彩付きの場合には、色彩を主張しているとみなされる (実施規則第 3 規則(1))。

4) 色彩に係る主張 (COLOR(S) CLAIMED) 【願書の第 8 欄】

出願書類 (MM2) の「8 COLOR(S) CLAIMED」欄(a)の記載が必要である。商標を構成する色彩は語句でも表示するものとし、また、認められている色彩コードへの言及を付記することができる。(実施規則第 3 規則(5)、審査ガイドライン PART B, SECTION 2, 10.5)。

実施規則第 3 規則 標章の表示

(5) 色彩による登録を出願する場合は、(2)に基づく標章の表示は、標章の色彩付き複製から構成しなければならない。標章を構成する色彩は語句でも表示するものとし、また、認められている色彩コードへの言及を付記することができる。

審査ガイドライン PART B, SECTION 2, 10.5 色彩それ自体

(省略)

色彩自体の標章を適用する場合、単なる色のサンプルを単独で提供するだけでは十分ではない。標章の対象となる色彩又は色彩の組合せは、「色の表示」分野の用語で記述する必要がある。さらに、国際的に認められた色彩コード (2003 年 5 月 6 日の判決、C-104/01、Libertel、EU:C:2003:244、§ 31-38) を提供することを強く推奨する。色彩の表示の詳細については、下記の 12 節を参照のこと。

(省略)

5) その他の表示 (MISCELLANEOUS INDICATIONS) 【願書の第 9 欄】

(i) 立体商標

立体商標については、出願書類 (MM2) の「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」(d)「Three-dimensional Mark」の□にチェックするほか、商標の表示は、写真複製か又は図解表示から構成しなければならないが、表示には商標の最多 6 つの異なる斜視図を含めることができる。複数の斜視図を含める場合、電子出願では 1 つの JPEG ファイルで提出し、紙出願では 1 つの A4 紙で提出する必要がある (実施規則第 3 規則(4)、審査ガイドライン PART B, SECTION 2, 10.3)。

実施規則第 3 規則 標章の表示

(4) 立体標章の登録出願をする場合は、その旨の指摘を出願に含める。標章の表示は、標章の写真複製か又

は図解表示から構成しなければならない。表示には、標章の最多6の異なる斜視図を含めることができる。

審査ガイドライン PART B, SECTION 2, 10.3 立体標章

(省略)

立体標章は、3次元形状（容器、包装、製品自体を含む）からなる標章である。写真又は写実的な表現は、同じ形状の最多6つの斜視図で構成することができる。それらの描写は、電子ファイル出願の場合は1つのJPEGファイルで、又は紙ファイル出願の場合は1つのA4シートで、提出されなければならない。最多6つの斜視図を提出することができるが、保護される形状が単一の視点から確認できる場合は、形状の単一の視点で十分である。

(省略)

(ii) 商標使用規則の写しの提出

通常の商品については、商標使用規則の写しの提出は不要である。

EU 団体標章又はEU 証明標章の領域指定の場合には、出願書類 (MM2) の「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」(d) 「Collective mark, certification mark, or gurantee mark」の□にチェックするほか、国際登録出願の名義人は、国際事務局が国際登録の領域指定を EUIPO に通知した日から2か月以内に、直接、EUIPO に商標使用規則の写しを提出しなければならない（理事会規則第154a条(2)）。手数料は不要である（国際事務局 Information Notice No. 19/2004, 5⁸）。国際登録出願の名義人が欧州経済領域（European Economic Area）において自己の住所、又は自己の主営業所若しくは現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所（real and effective industrial or commercial establishment）を有さない自然人又は法人（以下「非居住者」という。）である場合には、EUIPO で認められた代理人を通じて行う必要がある（審査ガイドライン PART M, 3.3.3.2）。

商標使用規則には、実施規則第43規則(2)に記載された事項を記載しなければならない（国際事務局 Information Notice No. 19/2004, 4⁹、実施規則第43規則(2)、委員会規則第67条(2)）。

理事会規則第154a条 団体標章及び証明標章

(2) 国際登録の所有者は、国際事務局が国際登録を庁に通知した日から2か月以内に、第67条及び第74b条に規定される標章の使用規約を庁に直接提出しなければならない。

⁸ WIPO のホームページ→WIPO | MADRID→Members→Member procedures→European Union→Miscellaneous→「Collective and Guarantee Marks」の欄の下記リンク先（WIPO の通達）を参照。

http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2004/madrid_2004_19.doc [最終アクセス日：2017年1月25日]

⁹ WIPO のホームページ→WIPO | MADRID→Members→Member procedures→European Union→Miscellaneous→「Collective and Guarantee Marks」の欄の下記リンク先（WIPO の通達）を参照。

http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2004/madrid_2004_19.doc [最終アクセス日：2017年1月25日]

審査ガイドライン PART M, 3.3.3.2 団体標章

(省略)

EUTMIR¹⁰第 121 規則 (2) に従って、所有者は、国際事務局が EUIPO にその指定を通知した日から 2 か月以内に、EUIPO に直接使用規約を提出しなければならない。

それまでに、使用規約が提出されていないか若しくは不正を含んでいるか、又は所有者が第 66 条の要件を満たさない場合、審査官は保護の暫定的拒絶通報を出し、欠陥を是正するために、EUTMIR 第 121 規則 (3) に従って EUIPO が暫定的拒絶通報を発行する日から 2 か月間が所有者に与えられる。IR¹¹所有者が EUIPO に対する手続について代理されることが要求される場合及び EUIPO に対する代理人が EUIPO によって管理される代理人のデータベースに掲載されていない場合、EUTMR¹²第 92 条及び第 93 条に従い、暫定的拒絶通報の通知により、所有者は代理人を選任するよう要請される。この通知は国際登録簿に記録され、官報に掲載され、IR 所有者に送られる。暫定的拒絶通報に対する応答は、EUIPO に提出されなければならない。

(省略)

実施規則第 43 規則 EU 団体標章を規制する規約

(2) EU 団体標章を規制する規約には、次のものを明記しなければならない。

- (a) 出願人の名称及びその事務所の宛先
- (b) 当該団体の目的又は公法に規制される当該法人の設立の目的
- (c) 当該団体又は前記法人を代表する権限を与えられた組織
- (d) 構成員であることの条件
- (e) 当該標章の使用を許諾された者
- (f) 該当する場合は、制裁手段を含む、当該標章の使用を規制する条件
- (g) 該当する場合は、理事会規則第 67 条 (2) 第 2 文にいう権限

理事会規則第 67 条 標章の使用規約

(2) 使用規約は、標章を使用する権限を有する者、団体の構成員であることの条件、及びそれらが存在する場合は、制裁を含む標章の使用条件を明示するものとする。第 66 条 (2) にいう標章の使用規約は、関係地域を出所とする商品又はサービスを有する者に標章の所有者である団体の構成員になる権限を与えるものでなければならない。

6) 商品及び役務 (サービス) の指定 (GOODS AND SERVICES) 【願書の第 10 欄】

EUIPO は、出願書類 MM2 「10 GOODS AND SERVICES」における商品及びサービスのリストに含まれる用語について、審査を行う (理事会規則第 154 条 (1)、審査ガイドライン Part M, 3.3.3.4)。

商品及びサービスの分類については、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定によって定められた分類を適用する (理事会規則

¹⁰ 実施規則のこと。

¹¹ 国際登録のこと。

¹² 委員会規則のこと。

第 28 条(1)。

理事会規則第 154 条 商品及びサービスの指定、絶対的拒絶理由に関する審査

(1) 欧州連合を指定する国際登録は、EU 商標出願と同様の方法で、理事会規則第 28 条(2)乃至(4)への適合性及び絶対的拒絶理由に関する審査に従うことを条件とする。

審査ガイドライン Part M, 3.3.3.4 漠然とした言葉

(省略)

EU を指定する国際登録は、EUTM 直接申請と同じ方法で商品及びサービスの一覧内の広範な又は曖昧な用語の指定を審査されなければならない(詳細は、ガイドライン Part B, 審査, section 3, 分類を参照)。

(省略)

理事会規則第 28 条 商品及びサービスの指定及び分類

(1) 商標登録が適用される商品及びサービスは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定(「ニース分類」)によって定められた分類方式に従って分類されなければならない。

7) 領域指定国 (DESIGNATED CONTRACTING PARTIES) 【願書の第 11 欄】

(i) 第二言語の指定

出願書類 (MM2) の「2 APPLICANT」欄(e)で国際事務局からの通知を受領するための言語を指定(指定しなければ国際出願の言語である英語となる)するほかに、「11 DESIGNATED CONTRACTING PARTIES」欄で「EM European Union」の前の□にチェックして、「11 DESIGNATED CONTRACTING PARTIES」欄の注記 1 の記載に従い、EUIPO の英語以外の公式言語である四つの言語(フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語)のうち一つを選択して、□にチェックする必要がある(マドリッド共通規則第 9 規則(5)(g)(ii)、理事会規則第 119 条(3))。事後指定の場合には、五つの言語(英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語)のうち一つを選択することになる。

EUIPO での審査等については国際出願の言語である英語が使用される。ただし、異議申立て、取消審判又は無効審判の手續については、申立人の選択により、国際出願の言語である英語又は国際登録出願の名義人が上記出願書類 MM2 で選択した言語が使用される(理事会規則第 119 条(5)、(6)、第 161b 条¹³)。

第二言語の指定がない場合は、暫定的拒絶通報が発行される(審査ガイドライン Part M, 3.3.3.1)。

¹³ 理事会規則第 119 条(5)、(6)、第 161b 条は 2017 年 10 月 1 日に施行されるが、2017 年 1 月 25 日現在と運用は変わらない。

マドリッド共通規則第 9 規則 国際出願に関する要件

(5) [国際出願の追加的内容]

(g) 国際出願が締約国際機関の指定を含む場合には、次の表示を含むことができる。

(ii) その締約国際機関の法律に基づいて、出願人がその締約国際機関の官庁における第二の使用言語を表示するように要求される場合には、国際出願の言語に加えて、その第二言語の表示。

理事会規則第 119 条 言語

(3) 出願人は、自己が異議申立て、取消し又は無効の手続に使用し得る手続言語として認める庁の言語による第 2 言語を表示しなければならない。出願が庁の言語の 1 でない言語によりなされている場合は、庁は、第 26 条(1)に掲げた事項について、出願を出願人が表示した言語に翻訳するよう調整する。

(5) 異議申立ての通知及び取消し又は無効宣言の申請は、庁の言語の 1 により提出しなければならない。

(6) (5)に従い、異議申立ての通知又は取消し若しくは無効の申請のために選択された言語が、商標出願の言語又は出願時に表示された第 2 言語である場合は、その言語が手続言語になる。

(5)に従い、異議申立ての通知又は取消し若しくは無効の申請のために選択された言語が、商標出願の言語及び出願時に表示された第 2 言語の何れでもない場合は、異議申立人又は取消し若しくは無効を求める当事者は、自己の費用により、その申請について商標出願の言語（ただし、これは庁の言語である）又はその出願時に表示した第 2 言語の何れかへの翻訳文を提出するよう要求される。当該翻訳文は、異議機関の満了後又は取消し若しくは無効宣言の申請の提出日から 1 か月以内に提出しなければならない。当該申請が翻訳された言語は、その後は手続言語になる。

理事会規則第 161b 条 言語の使用

本規則及びこれに基づいて採択された規則を、欧州連合を指定する国際登録に適用する目的で、国際出願の出願言語は、第 119 条 (4) の意味する手続の言語とする。国際出願に示される言語は、第 119 条 (3) の意味における第 2 言語とする。

審査ガイドライン Part M, 3.3.3.1 言語

(省略)

第 2 言語が示されていない場合、審査官は、保護の暫定的拒絶通報を発行し、欠陥を是正するために EUTMR 第 154 条に従い、庁が暫定的拒絶通報を発行した日から 2 か月間を所有者に与える。IR 所有者が EUIPO に対する手続について代理されることが要求される場合及び EUIPO に対する代理人が EUIPO によって管理される代理人のデータベースに掲載されていない場合、EUTMR 第 92 条及び第 93 条に従い、暫定的拒絶通報の通知により、所有者は代理人を選任することについても要請される。この通知は国際登録簿に記録され、官報に掲載され、IR 所有者に送られる。暫定的拒絶通報に対する応答は、EUIPO に提出されなければならない。

(省略)

(ii) シニオリティの主張

欧州連合の加盟国に登録商標（ベネルクス諸国での登録又は加盟国において効力を有する国際的取決めに基づく登録（加盟国に対する国際登録の領域指定等）を含む。以下「先

登録」という。)を所有している者が、当該登録商標と同一の商標を同一の商品又はサービス(当該登録商標のすべての指定商品又はサービスを含む商品又はサービスを指定する場合を含む)についてEU商標の国際登録の領域指定をする場合には、シニオリティを主張することができる(理事会規則第153条(1)¹⁴、第34条(1))。

シニオリティの主張のためには、国際登録出願の名義人は、関連する先登録の写し(関係官庁が謄本であることを証明したもの)を、国際事務局が国際登録を欧州連合に通知した日から3か月以内に提出する必要がある(理事会規則第153条(2)、実施規則第108規則(1))。ただし、運用上は審査官が要求した場合にのみ提出する必要があるとされる(国際事務局 Information Notice No. 10/2006¹⁵、審査ガイドライン Part M, Section 3.3.3.3)。

国際登録出願の名義人が欧州経済領域の非居住者である場合、シニオリティの主張は代理人により行われる必要がある(理事会規則第92条(2)、理事会規則第153条(3))。「(5)③現地代理人の必要性の有無」参照。

シニオリティを主張した場合には、当該EU商標が登録された後に、先登録が放棄又は期間満了により消滅した場合(先登録が取消し又は無効となった場合を除く)においても、EU商標の所有者は、先登録が存続している場合と同一の権利を保有する(理事会規則第34条(2)、(3)、第153条(1))。

EU商標を領域指定する国際出願(事後指定を含む)においてシニオリティを主張する場合には、シニオリティを主張する宣言書(MM17)を出願書類MM2に添付し、その枚数を出願書類MM2の冒頭に、出願書類MM2の枚数とは別に記載する。シニオリティを主張する宣言書(MM17)には、先登録がなされている国、その国における関係する商標登録の登録日、登録番号、指定商品及びサービスを記載する(マドリッド共通規則第9規則(5)(g)(i)、審査ガイドライン Part M, 3.3.3.3)。

なお、国際登録の領域指定の保護が確定し、公告された後に、EUIPOに直接、シニオリティの主張をすることも認められる(理事会規則第153a条(1)¹⁶)。この場合には、国際登録の領域指定の保護についてのシニオリティの主張であること、国際登録番号、国際登録出願の名義人の名称と住所、先登録がなされている国、当該国における関係する商標登録の登録日、登録番号、登録された指定商品及びサービス、シニオリティを主張する商品及びサービス、代理人の名称及び住所(国際登録出願の名義人が欧州経済領域の非居住者である場合には、必ず代理人を選任しなければならない)、先登録の登録謄本が申請書類に含まれていなければならない(実施規則第110規則(3))。

理事会規則第92条 代理人の一般原則

(2) 本条(3)の第2文を害することなく、欧州経済領域において自己の住所、又は自己の主営業所若しくは現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有さない自然人又は法人は、EU商標出願以外は、本規則に定める

¹⁴ 理事会規則第153条は、2017年10月1日に施行されるが、2017年1月25日現在と運用は変わらない。

¹⁵ 下記リンク先のWIPOの通達を参照。

http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2006/madrid_2006_10.pdf [最終アクセス日:2017年1月25日]

¹⁶ 理事会規則第153a条は、2017年10月1日に施行されるが、2017年1月25日現在の理事会規則第153条(2)とほぼ同様の内容である。

全ての手続について、第 93 条(1)に従い、庁に対し代理されなければならない。

理事会規則第 153 条 国際出願で主張されたシニオリティ

(1) 連合を指定する国際登録の出願人は、国際出願において、ベネルクス諸国において登録された商標を含み加盟国において登録されたか又は第 34 条に定める通り加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された先の商標のシニオリティを主張することができる。

(2) シニオリティの主張を支持するための、第 34 条 (5) に従って採択された実施規則に規定されている文書は、国際事務局が国際登録を庁に通知した日から 3 か月以内に提出されなければならない。この点に関し、第 34 条 (6) が適用される。

(3) 国際登録の所有者が第 92 条 (2) の規定により事務局における手続について代理される義務がある場合、本条(2)にいう連絡には、第 93 条 (1) の意味で代理人を選任することの要請を含めるものとする。

理事会規則第 34 条 国内商標のシニオリティの主張

(1) ベネルクス諸国において登録された商標を含め、加盟国において登録されたか又は加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された先の商標の所有者であって、登録されている先の商標の対象である商品又はサービスと同一若しくはそれに含まれる商品又はサービスについて EU 商標として同一の商標の登録出願をする者は、先の商標がその国において又はその国について登録されている加盟国に関して EU 商標について当該先の商標のシニオリティを主張することができる。

(2) シニオリティは、本理事会規則に基づいて、EU 商標の所有者が先の商標を放棄し又は消滅させる場合において、先の商標が継続して登録されていたときは、その者が有していた筈のものと同一の権利を継続して有していたものとみなすという唯一の効果を有する。

(3) EU 商標について主張されたシニオリティは、シニオリティが主張された先の商標が無効と宣言された、又は取り消された場合に消滅するものとする。先の商標が取り消された場合、取消しの効果がその EU 商標の出願日又は優先日より前に生じたときは、シニオリティは消滅する。

実施規則第 108 規則 国際出願において主張されるシニオリティ

(1) 理事会規則第 34 条にいう 1 又は複数の先の登録商標のシニオリティが理事会規則第 153 条(1)による国際出願において主張された場合は、出願人は、国際事務局が当該国際登録を庁に通知した日から 3 か月以内に、関係登録の謄本を庁に提出しなければならない。当該謄本については権限を有する当局が関係登録の真正な謄本であることを証明するものとする。

審査ガイドライン Part M, 3.3.3.3 優先権主張

(省略)

出願人は、国際出願において又は事後指定において EU を指定するときは、加盟国に登録された先の標章のシニオリティを主張することができる。この主張は、国際出願又は事後指定の申請に、MM17 様式を添付して提出しなければならない。主張には、以下が含まれなければならない。

- ・ 先の権利が登録されている EU 加盟国。
- ・ 登録番号。

・該当する登録の出願日。

直接 EUTM 出願に適用される EUTMIR 第 8 規則 (2) は準用されない。

シニオリティの主張を支持する証明書又は文書は、WIPO によって EUIPO に送信されないため、MM17 書式に添付する必要はない。

(省略)

シニオリティの主張を支持する文書を提出する必要がある場合、又は主張に不正が含まれている場合、審査官は、IR 所有者に欠陥を是正するための 2 か月間を与え、欠陥書を発行する。IR 所有者が EUIPO に対する手続について代理されることが要求される場合及び EUIPO に対する代理人が EUIPO によって管理される代理人のデータベースに掲載されていない場合、EUTMIR 第 92 条及び第 93 条に従い、暫定的拒絶通報の通知により、所有者は代理人を選任することも要請される。

(省略)

マドリッド共通規則第 9 規則 国際出願に関する要件

(5) [国際出願の追加的内容]

(g) 国際出願が締約国際機関の指定を含む場合には、次の表示を含むことができる。

(i) 出願人がその締約国際機関の法律に基づいて、その締約国際機関の加盟国において又はその締約国際機関の加盟国に対して登録されている一又は二以上の先行する標章の優先順位 (seniority) を主張する場合には、その先行する標章が登録されている一又は二以上の加盟国、関連する登録が発効した日付、関連する登録の数、及びその先行する標章が登録されている商品及びサービスを供述する旨の宣言。そのような表示は、国際出願に添付される公式様式によって行なわれなければならない。

理事会規則第 153a 条 庁に対して主張されたシニオリティ

(1) 連合を指定する国際登録の所有者は、第 152 条 (2) に基づくその登録の効力の公告日から、ベネルクス諸国に登録された商標を含む加盟国に登録された先の商標、又は第 35 条に従い、加盟国において効力を有する国際協定の下で登録された先の商標のシニオリティを庁に主張することができる。

理事会規則第 35 条 EU 商標の登録後におけるシニオリティの主張

(1) ベネルクス諸国において登録された商標を含め、加盟国において登録された先の同一商標の所有者であるか、又は加盟国において効力を有する国際登録をされた先の同一商標の所有者である EU 商標の所有者は、登録されている先の商標の対象である商品又はサービスと同一又はそれに含まれる商品又はサービスについて、先の商標がその国において又はその国について登録された加盟国に関して当該先の商標のシニオリティを主張することができる。

実施規則第 110 規則 庁において主張されるシニオリティ

(3) 理事会規則第 153 条 (2) 及び本条規則 (1) によるシニオリティの主張の申請には、次のものを含める。

(a) シニオリティの主張がマドリッド協定議定書に基づく国際登録についてなされた旨の表示

(b) 国際登録の登録番号

(c) 第 1 規則 (1) (b) に従う国際登録の所有者の名称及び宛先

- (d) 当該所有者が代理人を選任している場合は、第1規則(1)(e)に従う当該代理人の名称及び営業所の宛先
- (e) 当該先の商標がその国において又はその国について登録されている1又は複数の加盟国、関係登録が有効となった日付、関係登録の番号及び登録されている先の商標の対象である商品及びサービス
- (f) シニオリティが当該先の登録に含まれた商品及びサービスの全部については主張されない場合は、主張されるシニオリティの対象である商品及びサービスの表示
- (g) 関係登録の謄本であって、権限を有する当局が真正な謄本である旨を証明したもの
- (h) 国際登録の所有者が理事会規則第92条(2)により庁における手続において代理されざるを得ない場合は、理事会規則第93条(1)の意味における代理人の選任

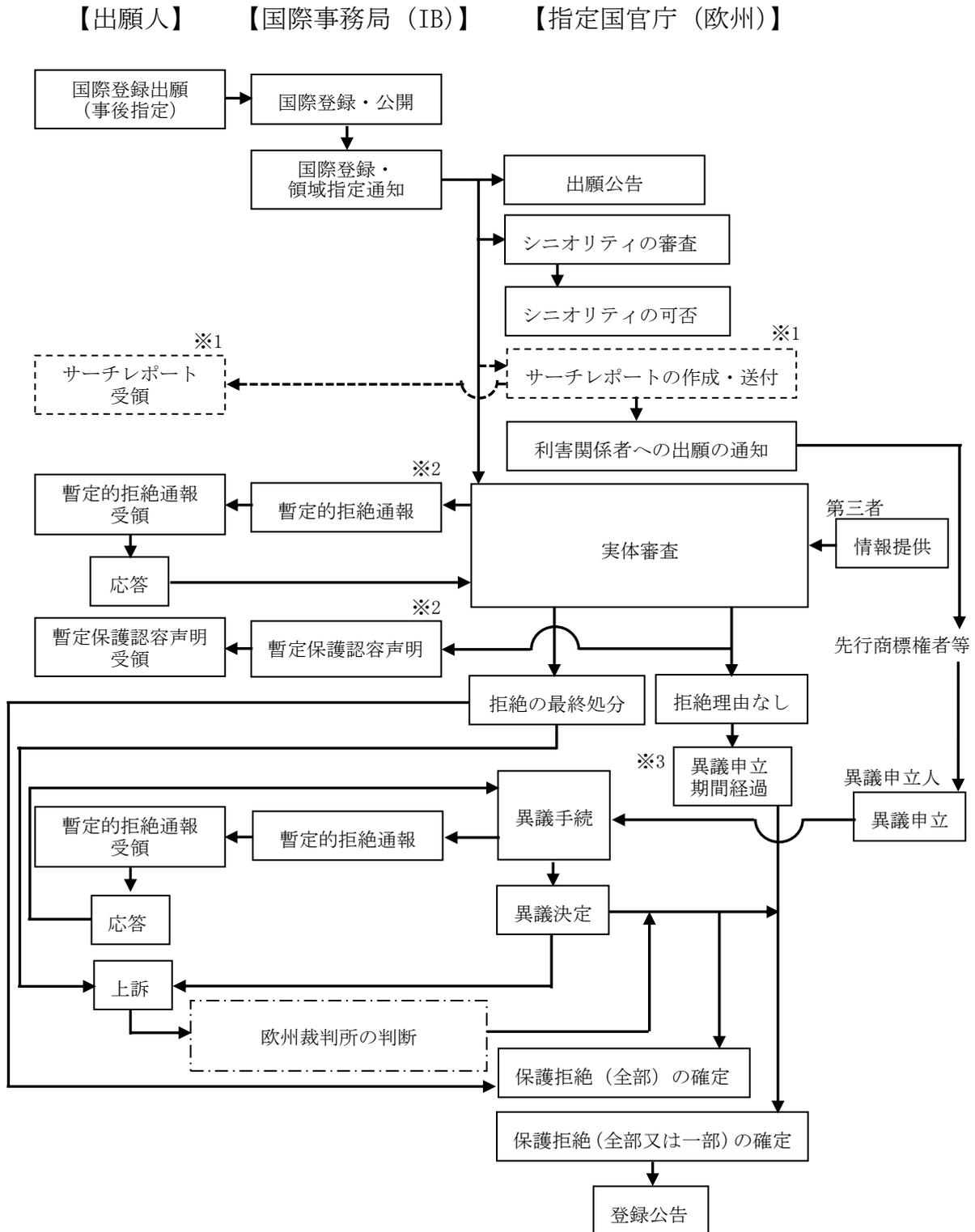
(4) 審査

①実体審査の概略

実体審査の概略の流れは次のとおりである¹⁷。

¹⁷ 河合千明他著『マドリッドプロトコル実務の手引き』307頁（社団法人 発明協会、2011年）を参考に作成。

図：実体審査の概略フロー



- ※1 出願人の求めに応じて
- ※2 領域指定通知から 18 か月以内
- ※3 異議申立人期間は出願公告 1 か月後から 4 か月までの 3 か月間

欧州連合を領域指定した国際登録は、その登録の日又は欧州連合が事後指定された日から、EU 商標の出願としての効力を有する（理事会規則 151 条(1)）。

理事会規則第 151 条 欧州連合を指定する国際登録の効力

(1) 欧州連合を指定する国際登録は、マドリッド協定議定書第 3 条(4)によるその登録の日から、又はマドリッド協定議定書第 3 条の 3(2)による欧州連合のその後の指定日から、EU 商標出願と同じ効力を有する。

1) 出願公告

EUIPO は、欧州連合を領域指定した国際登録の国際登録日又は事後指定の日、出願の言語と国際登録出願の名義人が指定した第二言語、国際登録番号、国際事務局が発行する国際公報での公告日、標章の複製及び指定商品及びサービスの分類を公告する（理事会規則第 152 条(1)）。

この出願公告以後に商標権侵害となる行為を行った者に対しては、国際登録の領域指定の保護確定後であれば、出願公告日に遡って補償金を請求することができ、登録公告日以降は禁止させることができる（理事会規則第 151 条(3)、第 9b 条(1)、(2)）。

理事会規則第 152 条 公告

(1) 庁は、マドリッド協定議定書第 3 条(4)により欧州連合を指定する標章の登録日又はマドリッド協定議定書第 3 条の 3(2)による欧州連合のその後の指定日、国際出願の言語及び出願人が表示した第 2 言語、国際事務局が官報により公告した国際登録の番号及び当該登録の公告日、標章の複製並びに請求される保護の対象である商品及びサービスの類の番号について、公告する。

理事会規則第 151 条 欧州連合を指定する国際登録の効力

(3) 第 9 条(3)の適用上、第 152 条(1)による欧州連合を指定する国際登録の詳細の公告は、EU 商標出願の公告に取って代わり、また、第 152 条(2)による公告は、EU 商標の登録の公告に取って代わるものとする。

理事会規則第 9b 条 第三者に対する権利が優先される日

(1) EU 商標により付与される権利は、商標登録の公告日から第三者に対して優先するものとする。
(2) EU 商標出願の公告日の後に行なわれる行為に関して、その行為が、商標の登録の公告後に当該公告の効果により禁止されるものであれば、合理的な補償を請求することができる。

2) シニオリティの主張がある場合

国際事務局が国際登録の領域指定を EUIPO に通知した日から 3 か月以内に、国際登録出願の名義人は、関連する先登録の写し（関係官庁が謄本であることを証明したもの）を、EUIPO に提出しなければならない（理事会規則第 153 条(2)、実施規則第 108 規則(1)）。ただし、運用上は審査官が要求した場合にのみ提出する必要があるとされる（国際事務局 Information Notice No. 10/2006、審査ガイドライン Part M, Section 3.3.3.3）。

この手続は、国際登録出願の名義人が、欧州経済領域の非居住者である場合には、代理

人により行われる必要がある（理事会規則第 153 条(3)）。「(5) ③現地代理人の必要性の有無」参照。

EUIPO は、シニオリティの主張が内容的に又は手続的に要件を満たさない場合には、期間を定めて当該欠陥を是正するよう国際登録出願の名義人に求める。期間内には是正がされない場合には、当該国際出願について主張されたシニオリティは失われる。シニオリティの主張の欠陥が、国際登録の領域指定の指定商品及びサービスの一部にのみ存在する場合は、シニオリティの喪失は、関係する商品又はサービスについてのみ生じる（理事会規則第 153 条(4)、実施規則第 109 規則(1)、(2)）。

シニオリティの主張の喪失、取下げ、限定は国際事務局に通知される。国際事務局は当該通知に従い、国際登録にシニオリティの喪失、取下げ、限定を記録する（理事会規則第 153 条(5)、実施規則第 109 規則(3)、第 111 規則、マドリッド共通規則第 21 規則の 2)）。

シニオリティの主張は、消滅しない限り、欧州連合の加盟国（ベネルクス商標庁を含む）に通知される（実施規則第 109 規則(4)）。

理事会規則第 153 条 国際出願で主張されたシニオリティ

(4) 本条(1)のシニオリティの主張が、第 34 条に準拠していない、又は本条に定めるその他の要件を遵守していないと庁が判断した場合には、同庁は、出願人に欠陥の是正を求めるものとする。庁が定める期限内に、第 1 文でいう要件が満たされない場合、その国際登録に関するシニオリティの権利は失われるものとする。欠陥が商品及びサービスの一部にのみ関わる場合、シニオリティの権利は、その商品及びサービスが関係する限り、失われるものとする。

(5) 庁は、(4)に従ってシニオリティの権利の喪失に関する宣言を国際事務局に通知しなければならない。同庁は、シニオリティの主張の取消し又は制限について国際事務局に通知しなければならない。

実施規則第 109 規則 シニオリティの主張の審査

(1) 庁は、第 108 規則(1)に基づくシニオリティの主張が理事会規則第 34 条に適合しないか又は第 108 規則のその他の要件を満たさないことを認めた場合は、同庁の指定する期間内に欠陥を是正するよう出願人に求める。

(2) (1)にいう要件が期限内に満たされない場合は、その国際登録に関するシニオリティ権は喪失する。欠陥が商品及びサービスの一部のみに関する場合は、シニオリティ権は、それら商品及びサービスに関する限りにおいてのみ喪失する。

(3) 庁は、(2)によるシニオリティ権の喪失の宣言について国際事務局に通知する。同庁は、シニオリティの主張の取下又は制限についても国際事務局に通知する。

(4) 庁は、シニオリティの主張についてベネルクス商標庁又は関係加盟国の中央工業所有権庁に通知する。ただし、シニオリティ権が(2)により喪失と宣言された場合は、この限りでない。

実施規則第 111 規則 シニオリティの主張に影響を及ぼす決定

理事会規則第 153 条(1)に従ってなされたか又は第 110 規則(5)により送達されたシニオリティの主張が庁により取り下げられ若しくは取り消された場合は、庁は、その旨を国際事務局に通知する。

マドリッド共通規則第 21 規則の 2 優先順位の主張に関する他の事実

(1) [優先順位 (Seniority) の主張の最終拒絶]

優先順位的主張が締約国際機関の指定に関して国際登録簿に登録されている場合には、その機関の官庁はそのような主張の有効性の全部又は一部を拒絶する最終決定を国際事務局に通知する。

(2) [国際登録の後に主張される優先順位 (Seniority)]

締約国際機関を指定する国際登録の名義人がその締約国際機関の法律に基づいてその機関の加盟国において又はその機関の加盟国に対して登録されている一又は二以上の商標の優先順位を直接その機関の官庁に主張している場合、及びそのような主張が関係する官庁によって承認されている場合には、その官庁はその事実を国際事務局に通知する。その通知には、以下を表示する。

(i) 関係する国際登録の番号、及び

(ii) 先行する標章が登録されている一又は二以上の加盟国、その先行する標章の登録が発効した日付、及び関連する登録番号。

(3) [優先順位 (Seniority) の主張に影響を及ぼす他の決定]

締約国際機関の官庁は、国際登録簿に登録されている優先順位の主張に影響を及ぼす取下げ及び取消しを含む追加の最終決定を国際事務局に通知する。

(4) [国際登録簿への登録]

国際事務局は、(1) から (3) に基づいて通知された情報を国際登録簿に登録する。

3) 拒絶理由の審査

欧州連合を指定する国際登録は、EU 商標出願と同様の方法で、理事会規則第 28 条 (2) - (4) に関する適合性と絶対的拒絶理由に関して審査される (理事会規則第 154 条 (1))。

欧州連合を指定する国際登録が、商標の保護が求められている商品及びサービスの明確性又は正確性、又は指定商品及びサービスの全部又は一部についての絶対的拒絶理由に基づき、保護できないと判断されたときは、暫定的拒絶通報を国際事務局に送付する (理事会規則第 154 条 (2)、実施規則第 112 規則 (1))。

国際登録出願の名義人は、意見を述べる機会が与えられる (理事会規則第 154 条 (4))

暫定的拒絶通報には、国際登録番号、すべての拒絶の理由、意見書提出期間 (暫定的拒絶通報の発行日から 2 か月)、一部の指定商品及びサービスの拒絶の場合には、拒絶される指定商品及びサービス及び、欧州経済領域の非居住者である国際登録出願の名義人で代理人が選任されていない場合には、代理人が選任されなければならないことが記載される (理事会規則第 154 条 (3)、(4)、実施規則第 112 規則 (1)、第 113 規則 (1))。

国際登録の領域指定で第二言語が指定されていない場合にも、EUIPO は暫定的拒絶通報を国際事務局に送付する (理事会規則第 154 条 (5)、実施規則第 112 規則 (3))。

暫定的拒絶通報に記載された所定の期間内に、暫定的拒絶通報に記載された保護に関する拒絶の見解が解消せず、代理人を指定せず、又は第二言語を指定しない場合には、当該国際登録の領域指定の指定商品及びサービスの全部又は一部の保護は拒絶される (理事会規則第 154 条 (6)、実施規則第 112 規則 (4))。

この拒絶の決定に対しては審判請求することができる (理事会規則第 154 条 (6))。

異議申立期間開始後は、暫定的拒絶通報は発行されない。また、異議申立期間開始までに暫定的拒絶通報が発行されなかった場合には、EUIPO は、絶対的拒絶理由の審査が完了したが異議又は情報提供の可能性のあることを国際事務局に通知する（理事会規則第 154 条(7)、実施規則第 112 規則(5)）。また、最終的な保護認容声明を発行するまで、EUIPO は、いつでも絶対的拒絶理由の審査を再開することができる（理事会規則 154 条(7)）。

理事会規則第 28 条 商品及びサービスの指定及び分類

(2) 商標の保護が求められている商品及びサービスは、権限のある当局及び経済事業者がその唯一の根拠に基づいて、目的とする保護の範囲を決定するために、出願人により、十分明確かつ正確に、特定されなければならない。

(3) (2)の目的のために、ニース分類の分類見出しに含まれる一般的な表示又はその他の一般用語は、本条に明記された明確さと正確さの基準を満たしていれば、使用されてもよい。

(4) 庁は、出願人が庁によって、その趣旨で設定された期間内に受理可能な文言を提示していない場合には、不明確又は不正確な表示又は用語に関して、出願を拒絶するものとする。

理事会規則第 154 条 商品及びサービスの指定、絶対的拒絶理由に関する審査

(2) 連合を指定する国際登録が、国際事務局によって登録された商品及びサービスの全部又は一部について本規則第 28 条 (4) 又は第 37 条 (1) に基づき、保護の対象とならない場合、庁は、マドリッド協定議定書第 5 条 (1) 及び (2) に従って、職権による暫定的拒絶通報を国際事務局に発行するものとする。

(3) 国際登録の所有者が、第 92 条 (2) に従い庁における手続について代理される義務がある場合、本条(2)に規定する通知には、第 93 条(1)の意味における代理人を選任することの要請を含めなければならない。

(4) 暫定的拒絶通報の通知には、その裏付の理由を記載し、かつ、国際登録の所有者がその所見を提出できる期限を指定するものとし、また該当する場合は、代理人を選任しなければならない。当該期限は、庁が暫定的拒絶通報を発行した日から起算されるものとする。

(5) 連合を指定する国際出願が本規則第 161b 条による第 2 言語の表示を含まないことを庁が認めた場合は、同庁は、マドリッド協定議定書第 5 条(1)及び(2)に従い、職権による暫定的拒絶通報を国際事務局へ発行するものとする。

(6) 国際登録の所有者が期限内に保護を拒絶する理由を克服しなかったか、又は該当する場合は代理人を選任せず若しくは第 2 言語を表示しなかった場合は、庁は、登録されている国際登録の対象である商品及びサービスの全部又は一部における保護を拒絶するものとする。この保護の拒絶は、EU 商標出願の拒絶の代わりとなる。この決定は、第 58 条から第 65 条に従い、審判請求の対象となる。

(7) 第 156 条(2)にいう異議申立期間の開始までに、庁が本条(2)に従って職権による暫定的拒絶通報を発行しなかった場合は、庁は、第 37 条による絶対的拒絶理由の審査が完了したが当該国際登録は依然として第三者の異議申立又は所見の対象である旨を表示する保護付与の陳述書を国際事務局に発行するものとする。この暫定声明は、保護の最終声明が発行される前に、いつでも自らの主導権で絶対的拒絶の検査を再開する権利を害するものではない。

実施規則第 112 規則 絶対的拒絶理由に関する審査

- (1) 理事会規則第 154 条(1)による審査の過程において、理事会規則第 37 条(1)により欧州連合への領域拡張の対象である商標が国際事務局により登録されている商標の対象である商品又はサービスの全部又は一部に対する保護には不適格であることを庁が認める場合は、同庁は、マドリッド協定議定書第 5(1)及び(2)並びに共通規則の第 17 規則(1)により職権による暫定的拒絶通報を国際事務局へ発行する。国際登録の所有者が理事会規則第 92 条(1)により庁における手続において代理されざるを得ない場合は、当該通知には、理事会規則第 93 条(1)の意味における代理人を選任することの要請を含める。暫定的拒絶通報の通知にはその裏付の理由を記載し、かつ、国際登録の所有者がその所見を提出できる期限を指定するものとし、また該当する場合は代理人を選任しなければならない。当該期限は、庁が暫定的拒絶通報を発行した日から起算する。
- (3) 理事会規則第 154 条(1)による審査の過程において、欧州連合を指定する国際出願が本規則第 126 規則及び共通規則第 9 規則(5) (g) (ii)による第 2 言語の表示を含まないことを庁が認める場合は、同庁は、マドリッド協定議定書第 5 条(1)及び(2)並びに共通規則第 17 規則(1)による職権による暫定的拒絶通報を国際事務局へ発行する。(1)の第 2 文、第 3 文及び第 4 文を適用する。
- (4) 国際登録の所有者が期限内に保護を拒絶する理由を克服しなかったか若しくは(2)に定める条件を遵守しなかった場合、又は該当する場合は代理人を選任せず若しくは第 2 言語を表示しなかった場合は、庁は、当該登録されている国際登録の対象である商品及びサービスの全部又は一部における保護を拒絶する決定を行う。当該決定は、理事会規則第 58 条から第 65 条までに従い審判請求の対象となる。
- (5) 理事会規則第 156 条(2)にいう異議申立期間の開始までに庁が(1)による職権による暫定的拒絶通報を発行しなかった場合は、庁は、理事会規則第 37 条)により絶対的拒絶理由の審査が完了したが当該国際登録は依然として第三者の異議申立て又は所見の対象である旨を表示する保護付与の陳述書を国際事務局に送付する。

実施規則第 113 規則 国際事務局への職権による暫定的拒絶通報の通知

- (1) 第 112 規則による全部又は一部の国際登録の保護の職権による暫定的拒絶通報の通知は、国際事務局に送付するものとし、これには次のものを含める。
- (a) 国際登録の番号
 - (b) 暫定的拒絶通報が基礎とする全ての理由及び理事会規則の対応する規定への言及
 - (c) 国際登録の所有者が、庁が暫定的拒絶通報を発行した日から 2 か月の期限内に、その所見を庁に提出することにより拒絶理由を克服することをしない場合は、保護の暫定的拒絶通報は庁の決定により確認される旨の表示
 - (d) 暫定的拒絶通報が商品及びサービスの一部のみに関する場合は、それら商品及びサービスの表示

4) サーチレポート

EUIPO は、国際登録の領域指定の通知を受領したときは、当該通知の 1 か月以内に出願人の請求があった場合に限り、相対的拒絶理由の根拠として利用されるところと思われる先行して登録又は出願された EU 商標を掲載したサーチレポート (Union Search Report、以下「連合サーチレポート」という。) を作成して出願人に送付する (理事会規則第 155 条(1)、(3)、

第 38 条(1)、(6))。連合サーチレポートの作成の請求は、無料である¹⁸。

また、EU 商標の所有者が通知を受けないことを要求していなければ、連合サーチレポート作成の請求の有無にかかわらず、先行して登録又は出願された EU 商標の所有者に、あらたに当該国際登録の領域指定の出願公告の事実が通知される（理事会規則第 155 条(4)）。

EUIPO は、国際登録の領域指定の通知を受領し次第、その写しを、欧州連合加盟国の中央工業所有権庁に送付する。（理事会規則第 155 条(2)）。

欧州連合加盟国の中央工業所有権庁（the central industrial property office）によるサーチレポート（National Search Report、以下「加盟国サーチレポート」という。）は、EUIPO に国際事務局から国際登録の領域指定の通知があった日から 1 か月以内に、出願人による請求があり、かつ調査手数料を同期間内に納付されれば作成される（理事会規則第 155 条(2)、(3)、第 38 条(3)）。

加盟国サーチレポートを作成する加盟国の中央工業所有権庁は、相対的拒絶理由の根拠として利用されると思われる当該締約国に先行して登録又は出願された商標を引用するか、又は調査の結果そのような先行登録又は出願がないことを記述する加盟国サーチレポートを通知する（理事会規則第 155 条(3)、第 38 条(3)）。

国際登録出願の名義人が加盟国サーチレポートの作成を請求した場合には、加盟国サーチレポートの作成を行うことを EUIPO に通知したすべての加盟国で加盟国サーチレポートの作成を行う。特定の国のサーチレポートのみを請求することはできない（審査ガイドライン Part B, section 1, 2.2）。

加盟国サーチレポートの手数料は、12 ユーロに加盟国サーチレポートの作成を行うことを EUIPO に通知した加盟国の数を乗じたものである¹⁹。

連合サーチレポート及び加盟国サーチレポートの作成の請求のためだけの代理人の選任は要求されない（審査ガイドライン PART M, 3.3.2）。

理事会規則第 155 条 調査

(1) 庁は、連合を指定する国際登録の通知を一旦受領したときは、第 38 条(1)に定める連合サーチレポートを作成するものとする。ただし、通知の日から 1 か月以内に、第 38 条(2)に基づくサーチレポートの請求が庁に行われることを条件とする。

(2) 庁は、連合を指定する国際登録の通知を受領次第、その写を、第 38 条(2)に定める自国の商標登録簿における調査を行う旨の自国の決定について庁に通知している各加盟国の中央工業所有権庁に送付するものとする。ただし、通知の日から 1 か月以内に、第 38 条(2)に基づくサーチレポートの請求が庁に行われ、調査手数料が支払われることを条件とする。

(3) 第 38 条(3) から(6)までを準用する。

¹⁸ EUIPO ホームページ→Help Centre→Apply for a trade mark→Advanced form→「EU search report」の項を参照。
<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/advanced-form> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

¹⁹ 2017 年 1 月 25 日現在、加盟国サーチレポートの手数料は 6 か国分で 72 ユーロである。この手数料は、下記のリンク先で確認できる。

EUIPO ホームページ→trade marks→Route to registration→Fees and payments→「List of current fees payable direct to EUIPO」を参照。

<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/fees-payable-direct-to-euipo> [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

(4) 庁は、第 152 条(1)に定める連合を指定する国際登録の公告について、連合サーチレポートに引用された先の EU 商標又は EU 商標出願の所有者に通知するものとする。これは、先の登録又は出願の所有者が通知を受けないことを要求しない限り、国際登録の所有者が EU サーチレポートの受領を要求したか否かにかかわらず適用される。

理事会規則第 38 条 サーチレポート

(1) 庁は、出願時に EU 商標出願人の要求により、出願された EU 商標の登録に対し第 8 条の下援用することができる、発見した先の EU 商標又は EU 商標出願を引用した欧州連合サーチレポート（「EU サーチレポート」）を作成するものとする。

(3) 本条(2)にいう加盟国の各中央工業所有権庁は、商標出願を受理した日から 2 か月以内に、庁に対し、出願された EU 商標の登録に対し第 8 条の下援用することができる発見した、先の国内商標、先の国内商標出願又は加盟国若しくは関係する加盟国内で効力を有する国際協定の下で登録された先の商標を引用するか、又は調査の結果そのような権利が明らかにされなかったことを記述するサーチレポートを伝達するものとする。

(6) 庁は、EU 商標の出願人に、請求された EU サーチレポート及び加盟国サーチレポートを送付するものとする。

審査ガイドライン Part B, section 1, 2.2 加盟国サーチレポート

(省略)

加盟国の調査の請求は、すべての参加加盟国の庁が調査を行うことを意味する。このオール・オア・ナッシングの方法は、出願人が調査を行ってもらいたい特定の参加加盟国の庁を選択できないことを意味する。

(省略)

審査ガイドライン PART M, 3.3.2 サーチ

(省略)

請求されたサーチレポートは、IR 保有者に直接送付されるか、又は WIPO に対して代理人を任命した場合は、その場所に関係なく、その代理人に送付される。所有者は、サーチレポートの請求又は受領する目的だけでは、EUIPO に対する代理人を任命することは求められない。

5) 異議申立て及び情報提供

異議申立人は、国際登録の領域指定についての出願公告日後 1 か月経過した日から 3 か月以内に、相対的拒絶理由に基づき異議申立てをすることができる（理事会規則第 156 条(1)、(2)）。異議申立期間開始前に申し立てられた異議申立ては、異議申立期間開始時に行われたものとみなされる（実施規則第 114 規則(3)）。

異議申立てが行われた場合には、EUIPO は暫定的拒絶通報を国際事務局に送付する（実施規則第 115 規則(1)）。異議申立てが実施規則第 17 規則により許容できると認定されたときは、EUIPO は、全当事者に通知を送付し、異議申立手続が当該通知の受領の 2 か月後に開始するものとみなす旨を知らせる。この期間は、当該期間の満了前に双方の当事者が延長

請求を提出したときは、計 24 か月まで延長することができる（実施規則第 18 規則(1)）。

当該通知には、国際登録出願の名義人が欧州経済領域の非居住者であって、代理人が選任されていない場合には、暫定的拒絶通報の日から 2 か月以内に代理人が選任されなければならないことが記載される。当該期間内に代理人が選任されない場合には、国際登録の領域指定の保護は全面的に拒絶される（実施規則第 114 規則(4)）。

異議申立てが行われたが、絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶通報が発行されている場合には、当該暫定的拒絶通報に記載された拒絶理由についての判断が確定するまで、異議手続は中止される。拒絶が確定した場合には、異議手続は終了し、そうでない場合には再開される（審査ガイドライン PART M, 3.6.8）。

通知受領後、異議手続開始までの間に、国際登録出願の名義人が国際登録の領域指定の保護請求を取り下げ、異議申立てにかからない商品及びサービスに限定し、当事者間で和解し、又は他の手続で当該国際登録の領域指定の保護が拒絶された場合には異議手続は終了する（実施規則第 114 規則(2) (b)、第 18 規則(2)）。また、国際登録出願の名義人が指定商品及びサービスを限定し、異議申立人が異議申立てを取り下げた場合にも、異議手続は終了する（第 18 規則(3)）。

国際登録出願の名義人が、国際登録の領域指定の保護請求を取り下げ、又は指定商品及びサービスを限定したことにより異議手続が終了した場合には、異議手続の費用はそれぞれの当事者が自己に発生した費用を負担する（第 18 規則(4)、(5)）。

国際登録出願の名義人が、国際事務局を経由して国際登録の指定商品及びサービスを、異議申立てにかからない商品及びサービスに限定することは可能である（マドリッド共通規則第 25 規則(1) (a) (ii)）。しかし、代理人を選任しない場合には、上記代理人選任期間内に当該限定が EUIPO で受理されない場合には、国際登録の領域指定の保護が全面的に拒絶される可能性がある。

理事会規則第 156 条 異議申立て

- (1) 欧州連合を指定する国際登録は、公告された EU 商標出願と同じ方法により異議申立ての対象とする。
- (2) 異議申立書は、第 152 条(1)による公告日の 1 か月後に始まる 3 か月の期間内に提出しなければならない。異議申立ては、異議申立手数料が納付されるまでは正規に行われたものとして取り扱われない。

実施規則第 114 規則 異議申立手続

- (2) 第 15 規則(1)、(3)及び(4)並びに第 16 規則から第 22 規則までを、次に従うことを条件として適用する。
 - (a) EU 商標登録出願への言及は、国際登録への言及と読み替える。
 - (b) EU 登録出願の取下への言及は、欧州連合に関する国際登録の放棄への言及と読み替える。
 - (c) 出願人への言及は、国際登録の所有者への言及と読み替える。
- (3) 異議申立書が理事会規則 156 条(2)にいう 6 か月 (1 か月)²⁰の期間の満了前に提出された場合は、異議申立書は、6 か月 (1 か月) の期間の満了後の最初の日に提出されたものとみなす。理事会規則第 41 条(3)第

²⁰ 異議申立期間の開始が「出願公告日後 6 か月経過した日」から「出願公告後 1 か月経した日」に変更されたため、下線部のように読み替えるものと考えられる。

2文の適用は、影響を受けないままとする。

(4) 国際登録の所有者が理事会規則第92条(2)により庁における手続において代理されざるを得ない場合、及びその者が理事会規則第93条(1)の意味における代理人を未だ選任していない場合は、第19規則による国際登録の所有者に対する異議申立ての送達には、当該送達の通知の日から2か月の期間内に理事会規則第93条(1)の意味における代理人を選任することの要請を含める。国際登録の所有者がこの期間内に代理人を選任しなかった場合は、庁は、国際登録の保護を拒絶する決定を行う。

実施規則第115規則 異議申立てを基礎とする暫定的拒絶通報の通知

(1) 国際登録に対する異議申立てが理事会規則第156条(2))により庁にされたとき又は第114規則(3)によりされたものとみなされたときは、庁は、異議申立てを基礎とする保護の暫定的拒絶通報の通知を国際事務局に発行する。

実施規則第17規則 許容の審査

- (1) 異議申立手数料が異議申立期間内に納付されなかった場合は、当該異議は申し立てられなかったものとみなす。異議申立手数料が異議申立期間の満了後に納付された場合は、それは異議申立人に還付される。
- (2) 異議申立書が異議申立期間内に提出されなかった場合、又は異議申立書が異議申立ての対象とする出願若しくは第5規則(2)(a)及び(b)に従い当該異議申立てが基礎とする先の商標若しくは先の権利を明確に特定せず若しくは第15規則(2)(c)に従う異議申立ての理由を含まない場合、及びそれらの欠陥が異議申立期間の満了前に是正されなかった場合は、庁は、当該異議申立てを許容できないものとして却下する。
- (3) 異議申立人が第16規則(1)に基づいて要求される翻訳文を提出しない場合は、当該異議申立ては許容できないものとして却下される。異議申立人が不完全な翻訳文を提出した場合は、翻訳されていない異議申立書の部分は、許容性の審査では考慮されない。
- (4) 異議申立書が第15規則のその他の規定に従っていない場合は、庁は、異議申立人にその旨を知らせ、かつ、2か月の期間内に発見された欠陥を是正するよう異議申立人に求める。当該欠陥が期限の到来前に是正されない場合は、庁は、当該異議申立てを許容できないものとして却下する。
- (5) (1)により異議申立書が提出されなかったものとみなす何れの認定も、また、(2)、(3)及び(4)に基づいて許容できないものとして異議申立てを却下する何れの決定も、出願人に通知される。

実施規則第18規則 異議申立手続の開始

- (1) 異議申立てが第17規則により許容できると認定されたときは、庁は、全当事者に通知を送付し、異議申立手続が当該通知の受領の2か月後に開始するものとみなす旨を知らせる。
この期間は、当該期間の満了前に双方の当事者が延長請求を提出したときは、計24か月まで延長することができる。
- (2) 出願が(1)にいう期間内に取り下げられ若しくは異議申立ての対象でない商品及びサービスに限定されたか、又は庁が当事者間の和解について通知されたか、又は出願が平行する手続において却下された場合は、異議申立手続は終結する。
- (3) 出願人が(1)にいう期間内に異議申立ての対象である商品及びサービスの一部を削除することにより出願を限定した場合は、庁は、異議申立人に対し、当該申立人が異議申立てを維持するか否か及び維持する場

合は残存商品及びサービスの何れに対する異議申立てを維持するかを、同庁の指定する期間内に陳述するよう求める。異議申立人が当該限定を考慮して異議申立てを取り下げた場合は、異議申立手続は終結する。

(4) (1)にいう期間の満了前に、異議申立手続が(2)又は(3)により終結した場合は、費用に関する決定は行われない。

(5) (1)にいう期間の満了前に、異議申立手続が出願の取下又は限定の後又は(3)により終結した場合は、異議申立手数料は還付される。

審査ガイドライン PART M, 3.6.8 商品及びサービスの仕様及び/又は絶対的拒絶理由に関する暫定的拒絶通報が発行されている場合の異議申立ての停止

(省略)

EUIPO が既に商品及びサービスの仕様(上記 3.3.3.4 節参照)及び/又は絶対的拒絶理由(上記 3.4 節を参照)に関する暫定的拒絶通報の通知を送付した後に異議申立てが提出された場合には、EUIPO は WIPO に暫定的拒絶通報を報告し、かつ、当事者に、この通知日から、商品及びサービスの仕様及び/又は絶対的拒絶理由に関する最終決定が下されるまで、異議申立手続が中断されることを通知する。

(省略)

マドリッド共通規則 第 25 規則 変更の記録の申請、取消しの記録の申請

(1) [申請の提出]

(a) 記録の申請は、以下のものに関しては一通の公式様式により国際事務局へ提出する。

(i) すべての又は一部の商品及びサービス並びにすべての又は一部の指定締約国に関する国際登録の名義人の変更

(ii) すべての又は一部の指定締約国に関する指定された商品及びサービスについての限定

(iii) 一部の指定締約国に関するすべての商品及びサービスの放棄

(iv) 名義人の氏名若しくは名称又はあて先の変更

(v) すべての指定締約国に関するすべての又は一部の商品及びサービスの国際登録の取消し

6) 登録

マドリッド協定議定書に基づく暫定的拒絶通報が発せられない場合又は当該暫定的拒絶通報が撤回された場合には、国際登録の領域指定は、国際登録日又は事後指定が通知された日から、登録された EU 商標と同一の効力を有する(理事会規則第 151 条(2))。この場合、EUIPO は、国際登録の領域指定の保護認容声明(statement of grant of protection)を国際事務局に送付する(実施規則第 116 規則(1))。

EUIPO に直接出願した場合には、理事会規則に定める要求がみたされ、異議申立てがないか、異議手続において異議が棄却された場合に、登録される(理事会規則第 45 条(1))。

理事会規則第 151 条 欧州連合を指定する国際登録の効力

(2) マドリッド協定議定書第 5 条(1)及び(2)に従い拒絶について通知されなかったとき又はそのような拒絶が取り下げられたときは、欧州連合を指定する標章の国際登録は、(1)にいう日から EU 商標としての標章の

登録と同じ効力を有する。

実施規則第 116 規則 保護付与の陳述

(1) 庁が第 112 規則により職権による暫定的拒絶通報を発行せず、かつ、理事会規則第 156 条(2)にいう異議申立期間内に異議申立てを一切受領せず、更に、提出された第三者所見の結果として職権による暫定的拒絶通報を発行しなかった場合は、庁は、当該標章が欧州連合において保護される旨を表示した保護付与の追加陳述を国際事務局に送付する。

理事会規則第 45 条 登録

(1) 出願が本規則の要件を満たしている場合で、かつ、第 41 条(1)にいう期間内に異議申立ての通知がなされていない場合又は異議申立てが撤回、却下又はその他の処分により最終的に処理されている場合は、商標及び第 87 条にいう事項は、登録簿に記録されるものとする。登録は公告されなければならない。

②審査内容

欧州連合を指定する国際登録は、EU 商標出願と同様の方法で、理事会規則第 28 条(2)-(4)に関する適合性と絶対的拒絶理由についての審査と、異議申立てがあった場合における相対的拒絶理由についての審査を行う(理事会規則第 154 条(1)、理事会規則第 156 条(1))。

③暫定的拒絶通報の期間

国際事務局が EUIPO に国際登録の領域指定を通知した日から 18 か月以内に暫定的拒絶通報を行う(マドリッド協定議定書第 5 条(1)、(2))。

暫定的拒絶通報への対応期間は、発行から 2 か月である(実施規則第 113 規則(1)(c))。

マドリッド協定議定書第 5 条 特定の締約国に係る国際登録の効果の拒絶及び無効

(1) 第 3 条の 3(1)又は(2)の規定に基づき国際登録による標章の保護について国際事務局から領域指定の通報を受けた締約国の官庁は、関係法令が認める場合には、当該締約国においては当該標章に対する保護を与えることができない旨を拒絶の通報において宣言する権利を有する。このような拒絶は、当該拒絶の通報を行う官庁に直接求められた標章登録について工業所有権の保護に関するパリ条約上援用可能な理由に基づく場合にのみ行うことができる。もっとも、一定数以上の類又は一定数以上の商品若しくはサービスを指定する標章登録が関係法令上認められないという理由のみによっては、保護の拒絶は、部分的な拒絶であってもこれを行うことができない。

(2)(a) (1)の権利を行使しようとする官庁は、関係法令に定める期間内に、かつ、国際事務局が(1)に規定する領域指定の通報を当該官庁に行った日から、(b)及び(c)に規定する場合を除くほか、遅くとも 1 年の期間が満了する前に、国際事務局に対し、すべての拒絶の理由を記載した文書と共に拒絶の通報を行う。

(b) (a)の規定にかかわらず、締約国は、この議定書に従って行われた国際登録については、(a)に規定する 1 年の期間を 18 箇月の期間とする旨を宣言することができる。

(c) (b)の宣言には、保護の拒絶が当該保護を与えることに対する異議の申立ての結果行われる可能性がある場合には、締約国の官庁から国際事務局に対する当該拒絶の通報が18箇月の期間の満了後においても行われることがある旨を明示することができる。当該官庁は、いずれの国際登録についても、次の(i)及び(ii)の条件を満たす場合にのみ、18箇月の期間の満了後に保護の拒絶を通報することができる。

(i) 18箇月の期間の満了後に異議が申し立てられる可能性のあることを当該期間の満了前に国際事務局に通報していること。

(ii) 異議の申立てに基づく拒絶の通報を異議申立期間の満了の時から1箇月以内で、かつ、いかなる場合においても、当該異議申立期間の開始の日から7箇月以内に行うこと。

④絶対的拒絶理由の内容

絶対的拒絶理由については理事会規則第7条に規定されている。

理事会規則第7条 絶対的拒絶理由

(1) 次のものは、登録することができない。

(a) 第4条の要件に従わない標識

(b) 識別性を欠く商標

(c) 商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、サービスの提供時期、又は商品又はサービスのその他の特徴を示すために取引上使用されることがある標識又は表示のみからなる商標

(d) 通用語において又は善意のかつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識又は表示のみからなる商標

(e) 次の形状のみからなる標識

(i) 商品そのものの性質から生じる形状又はその他の特徴

(ii) 技術的成果を得るために必要な商品の形状又はその他の特徴

(iii) 商品に本質的価値を与える形状又はその他の特徴又はその他の特徴

(f) 公共政策又は一般に是認された道德規範に反する商標

(g) 公衆を、たとえば、商品若しくはサービスの性質、品質又は原産地について欺瞞するような性質の商標

(h) 権限を有する当局によって許可されていない商標であつて、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という)第6条の3に従い拒絶されるべき商標

(j) 原産地指定及び地理的表示の保護を規定している、連合法規、国内法又は関連する連合若しくは加盟国が締結している国際協定に従い登録から除外された商標

(k) ワインのための伝統的な用語の保護を規定している、連合法規又は連合が締結している国際協定に従い登録から除外された商標

(l) 保証された伝統的な特産品の保護を規定している、連合法規又は連合が締結している国際協定に従い登録から除外された商標

(m) 植物品種の権利、同一又は密接に関連する種の植物品種に関するものの保護を規定している、連合法規、国内法又は関連する連合若しくは加盟国が締結している国際協定に従い登録された先の植物品種の種類を構成する、又はその本質的要素を再現する商標

- (2) (1)は、不登録事由が欧州連合の一部にのみ存在するときであっても、適用される。
- (3) (1) (b)、(c)及び(d)は、求めている登録の対象である商品又はサービスについて商標が使用された結果、その商標が識別性を有するものとなっているときは、適用されない。

⑤相対的拒絶理由の内容

相対的拒絶理由については理事会規則第 8 条に規定されている。

理事会規則第 8 条 相対的拒絶理由

- (1) 先の商標の所有者による異議申立てに基づいて、次の場合は、出願商標は登録されないものとする。
- (a) その商標が先の商標と同一であって、登録出願の対象である商品又はサービスと保護されている先の商標の対象である商品又はサービスとが同一である場合
- (b) その商標と先の商標との同一性又は類似性及びこれらの商標により包含された商品若しくはサービスの同一性又は類似性のために、先の商標が保護されている領域において公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合。この場合の混同の虞は、先の商標との連想を生じる虞を含む。
- (2) (1)の適用上、「先の商標」とは次のものをいう。
- (a) 次の種類の商標であって、該当する場合は、これらの商標について主張された優先権を考慮して、当該 EU 商標の登録出願日より先の登録出願日を有するもの
- (i) EU 商標
- (ii) 加盟国において、又はベルギー、オランダ若しくはルクセンブルクの場合はベネルクス知的財産権庁において登録された商標
- (iii) 加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された商標
- (iv) 欧州連合において効力を有する国際協定に基づいて登録された商標
- (b) 登録されることを条件として、(a)にいう商標の出願
- (c) 当該 EU 商標の登録出願の日に、又は該当する場合は、当該 EU 商標の登録出願について主張されている優先日に、パリ条約第 6 条の 2 において用いられている「広く認識されている(周知)」の用語の意味で加盟国において広く認識されている商標
- (3) 商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の同意を得ないで、その商標について自己の名義による登録の出願をした場合は、その商標に係る権利を有する者による異議申立てに基づいて、その商標を登録しないものとする。ただし、その代理人又は代表者がその行為につきそれが正当であることを明らかにした場合は、この限りでない。
- (4) 単なる 1 地方を超えて業として使用されている無登録商標又はその他の標識の所有者による異議申立てがあったときは、次の場合に限り、当該出願商標は、欧州連合法令又はその標識を規制する加盟国の法律に従い、登録されないものとする。
- (a) その標識に対する権利が EU 商標の登録出願日前に、又は EU 商標の登録出願について主張された優先日前に取得された場合
- (b) その標識により事後の商標の使用を禁止する権利がその所有者に与えられる場合
- (4a) 原産地指定又は地理的表示に起因する権利を行使するための関係法律の下で許可された者が異議を述

べる場合、原産地指定又は地理的表示の保護を規定している、連合法規又は国内法に従って、出願された商標は、以下の範囲において登録されないものとする。

(i) 原産地指定又は地理的表示の申請が、連合法規又は国内法に従って、EU 商標の登録出願日又は出願において主張された優先日の前に、その後の登録を得ることを条件として、既に提出されていた場合

(ii) 原産地指定又は地理的表示は、その後の商標の使用を禁止する権利を付与する場合。

(5) (2) の意味の範囲で登録された先の商標の所有者が異議を申し立てたときは、出願された商標が適用される商品又はサービスが、先の商標が登録されている商品又はサービスと同一か又は類似しているかにかかわらず、先の商標と同一又は類似している場合、先の EU 商標の場合には連合においてその商標が評判を得ており、若しくは先の国内商標の場合には当該加盟国においてその商標が評判が得ている場合、又は出願された商標の正当な理由のない使用が、先の商標の識別性又は評判を不当に利用するか、又は害を与える場合には、出願された商標は登録されないものとする。

(5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

① 暫定的拒絶通報の見本と和訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶／一部拒絶の取扱い

1) 暫定的拒絶通報の例は次のとおりである。

暫定的拒絶通報の例



OPERATIONS DEPARTMENT

W108

**Notification of *ex officio* provisional partial refusal of protection
(Article 5 of the Madrid Protocol, Rule 17(1) and (2) of the Common Regulations
under the Madrid Agreement and Protocol, Article 28(2) and Articles 36 and 145
EUTMR, Rule 9(3)(a) and Rule 113 EUTMIR)**

暫定的拒絶通報であること
の表示

Alicante, 26/10/2016

International registration number:

Name of the holder:

Trade mark:

対象商標の表示：
国際登録番号、名義人名称、
対象商標

Protection of the abovementioned mark is provisionally refused for the European Union the following goods and services:

領域指定の保護を暫定的に
拒絶する旨の記載

Class 9: *Electronic machines, apparatus and their parts.*

I. Grounds

The list of goods and services does not entirely comply with Article 28(2) EUTMR.

The term '**Electronic machines, apparatus and their parts**' in Class 9 is imprecise and must be further clarified. **Please note** that the proposed clarified terms should always fall within the same class as the original wording of the International Register.

In order to remedy this deficiency, the Office recommends that you consult the Harmonised Database (HDB) at <http://tmclass.tmdn.org>. The HDB brings together a list of acceptable terms from every IP Office of the EU and ensures that the goods and services you choose will be immediately accepted.

拒絶理由の記載※ 1

Representative

The holder of the international registration is obliged to be represented before the EUIPO by a legal practitioner or professional representative who is entitled to represent third parties before the EUIPO (Articles 92(2) and 93(1) EUTMR). Protection of the international registration for the European Union will be wholly refused if a representative is not appointed within **2 months**.

In order to remedy this deficiency, the Office recommends that you consult the Harmonised Database (HDB) at <http://tmclass.tmdn.org>. The HDB brings together a list of acceptable terms from every IP Office of the EU and ensures that the goods and services you choose will be immediately accepted.

代理人選任の要請の記載
※ 2

II. Time Limit

The holder of the international registration is hereby given a time limit of **2 months** to overcome the ground for refusing protection indicated and to comply with the requirements indicated above. Failure to do so will mean that after expiry of the time limit, the EUIPO will render a decision in which it refuses the protection in whole or in part. Said decision may be appealed. The time limit of **2 months** to reply to the present refusal will start on the day the present notification was issued by the EUIPO (Article 154(2), (3) and (4) EUTMR). Any such reply of the holder of the international registration shall be addressed to the EUIPO only.

応答期限の記載※3

William MORELL

審査官名

- ※1 サンプルでは理事会規則第 28 条(2)の適合性に関する拒絶理由のみが記載されているが、絶対的拒絶理由があった場合でも本欄に記載される。
サンプルでは、審査官が、拒絶理由を解消するために Harmonised Database (HDB)を閲覧することを薦めている。
- ※2 サンプルでは、2 か月以内に理事会規則第 93 条(1)の意味における代理人を選任しなければ拒絶されることが記載されている。また、審査官が、代理人の選定のために Harmonised Database (HDB)を閲覧することを薦めている。
- ※3 応答期限が、EUIPO が本通知を発行してから 2 か月以内であること、応答については EUIPO にのみ提出することが記載されている。

2) 暫定的拒絶通報は、国際登録の領域指定に使用された言語（日本からの出願の場合には英語）によりなされる（理事会規則第 119 条(4)、実施規則第 126 規則）。ただし、異議手続や無効審判については、国際出願で選定した第二言語が使用されることがある（理事会規則第 119 条(6)、実施規則第 126 規則）。

理事会規則第 119 条 言語

(4) EU 商標の出願人が庁における手続の唯一の当事者である場合は、手続言語は、EU 商標出願をするために使用された言語とする。出願が庁の言語以外の言語でなされた場合は、庁は、出願人がその出願において表示した第 2 言語による書面の通信を出願人に送付することができる。

実施規則第 126 規則 言語の使用

理事会規則及び本規則について欧州連合を指定する国際登録に適用するために、国際出願の言語は、理事会規則第 119 条(4)の意味における手続言語とし、国際出願に表示した第 2 言語は、理事会規則第 119 条(3)の意味における第 2 言語とする。

3) 暫定的拒絶通報には、審査官による審査結果に基づくものと異議申立てに基づくものがあり、それぞれ全部拒絶の場合と一部拒絶の場合がある（実施規則第 113 規則(1) (b)、

(d)、第 115 規則(1)、(4))。

暫定的拒絶通報に記載された所定の期間内に絶対的拒絶理由が解消せず、権利不行使の宣言をせず、代理人を指定せず、又は第二言語を指定しない場合には、当該国際登録の領域指定の保護は拒絶される（実施規則第 112 規則(4)）。

実施規則第 115 規則 異議申立てを基礎とする暫定的拒絶通報の通知

(4) 暫定的拒絶通報が商品及びサービスの一部のみに関する場合は、(2)にいう通知にはそれら商品及びサービスを表示する。

②暫定的拒絶通報への応答期間

1) 絶対的拒絶理由の審査（第二言語の指定がない場合、審査官が権利不行使の宣言を要求する場合を含む）に基づく暫定的拒絶通報に対する応答期間は、EUIPO が暫定的拒絶通報を発行した日から 2 か月である（実施規則第 113 規則(1)(c)）。ただし、国際登録出願の名義人は、欧州経済領域の非居住者である場合には、暫定的拒絶通報の日から 2 か月以内に資格を有する代理人を選定しなければならない（理事会規則第 92 条(2)、実施規則第 112 規則(4)）。

2) 異議申立てに基づく暫定的拒絶通報に対する対応は、異議申立てが許容された旨の通知の受領の 2 か月後（最大 24 か月まで延長可）の異議申立手続が開始するとみなされる日に始まる少なくとも 2 か月以内であって、かつ EUIPO が定める期間内に、応答が必要となる（実施規則第 18 規則(1)、第 19 規則(1)）。

ただし、国際登録出願の名義人は、欧州経済領域の非居住者である場合には、暫定的拒絶通報の日から 2 か月以内に資格を有する代理人を選定しなければならない（理事会規則第 92(2)、実施規則第 114 規則(4)）。

実施規則第 19 規則 異議申立ての実証

(1) 庁は、異議申立人に対して、その者の異議申立てを裏付ける事実、証拠及び抗論を提出する機会を与え、又は庁の指定する期間であって異議申立手続が第 18 規則(1)に従い開始されたとみなされる日に始まる少なくとも 2 か月以内に、第 15 規則(3)により既に提出済の事実、証拠又は抗論を完成する機会を与える。

③現地代理人の必要性の有無

1) 国際登録出願の名義人は、欧州経済領域の非居住者である場合は、EU 商標出願を除き、EUIPO での手続を行うにあたっては、資格を有する代理人を通じて行わなければならない（理事会規則第 92 条(2)）。

資格を有する代理人は、欧州経済領域の加盟国の 1 つにおいて資格を有し、かつ、その営業所を欧州経済領域内に有し、当該加盟国において商標事項の代理人として行動するこ

とができる範囲での法律の有資格実務家であって、この目的のために、EUIPO が管理する一覧に名称が掲載されている職業代理人でなければならない（理事会規則第 93 条(1)）。委任状の提出は、EUIPO が要求した場合にのみ必要である（実施規則第 76 規則(1)）。

登録されている代理人は EUIPO のホームページのデータベース eSearch plus (Advanced search)

<https://euipo.europa.eu/eSearch/#advanced/representatives>

で検索することができる。

なお、国際登録出願の代理人が EUIPO に登録された代理人である場合には、当該国際登録出願の代理人が、EUIPO における手続の代理人とみなされる（審査ガイドライン PART M, 3.2）。

理事会規則第 93 条 職業代理人

(1) 庁に対する自然人又は法人の代理は、次の者によってのみ行われる。

(a) 欧州経済地域の加盟国の 1 において資格を有し、かつ、その営業所を欧州経済地域に有する、当該加盟国において商標事項の代理人として行動することができる範囲での法律の有資格実務家。

(b) この目的のために、庁に備えられている一覧に名称が掲載されている職業代理人。

実施規則第 76 規則 委任

(1) 庁が理事会規則第 93 条(2)により維持管理する一覧に登録された法律の有資格実務家及び職業代理人は、庁がそれを明示的に要求したときに限り、又は庁において代理人が行動する手続に複数の当事者が存在する場合において他方当事者が明示的にそれを要求したときに限り、ファイルに挿入のために署名入り委任状を庁に提出しなければならない。

審査ガイドライン PART M, 3.2 職業代理人

(省略)

EEA²¹外の IR 所有者が WIPO に対する代理人を任命し、その代理人が EUIPO が管理する代理人のデータベースにも掲載されている場合、この代理人は、自動的に EUIPO に対する代理人とみなされる。

(省略)

2) 欧州経済領域の非居住者は、当該法人と経済的関係 (economic connection) を有する個人又は法人で欧州経済領域内に住所又は本店若しくは恒久的施設を有するものの従業員を代理人とすることができる（理事会規則第 92 条(2)、(3)）。経済的関係は、一方が他方の資本又は発行済株式の過半数を所有している場合、取締役会等の経営組織の構成員の半分超を指名する場合や経済的に一体の組織で子会社や支店が販売戦略の決定について自律性を有しない場合に認められるが、単なる購買関係、一般的な業務提携関係、商標ライセンス関係のみでは認められない（審査ガイドライン Part A, Section 5, 2.4.2）。

²¹ 欧州経済領域のこと。

理事会規則第 92 条 代理人の一般原則

(3) 欧州経済領域において自己の住所又は自己の主営業所若しくは現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有している自然人又は法人は、庁に対し従業者を代理させることができる。本項が適用される法人の従業者は、その法人と経済的関係を有する他の法人が欧州経済領域にその住所、又はその主営業所若しくは現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有さない場合であっても、当該他の法人も代理することができる。本項の意味において、代理する従業員は、庁の要求、又は該当する場合には手続の当事者からの要求に応じて、ファイルに挿入するための署名入り委任状しなければならない。

審査ガイドライン Part A, Section 5, 2.4.2 経済的関係を有する法人の従業員による代理

(省略)

法人の従業員は、2つの法人が互いに経済的に関係が限り、他の法人を代理することができる。この意味での経済的関係は、2つの法人の間に経済的依存がある場合、その手続の当事者が関係する従業員の雇用主に依存するという意味で存在するか、又はその逆の場合に存在する。この経済的依存は、次の場合存在する：

- ・2つの法人が同じグループのメンバーである場合、又は
- ・管理制御メカニズムによる場合。

加盟国と公共事業との間の財務関係の透明性に関する 1980 年 6 月 25 日の委員会指令 80/723/EEC 第 2 条の委員会指令 80/723/EEC 第 2 条 (OJ L 195, 29/07/1980, p. 35)、及び特定のカテゴリーの技術移転協定の条約の第 85 条 (3) (OJ L 31, 09/02/1996, p. 2) の適用についての 1991 年 1 月 31 日の委員会規則第 240/96 号第 10 条に従い、以下のいずれかの場合は、ある企業が他の企業と経済的に関係しているとする。

- ・他の企業の資本の半分以上を保有している場合。
- ・議決権の過半数を保有している場合。
- ・管理機関のメンバーの半数以上を任命することができる場合。
- ・事業の業務を管理する権利がある場合。

TFEU 第 106 条に関する法律に従い、双方の企業が、子会社又は支店がマーケティング戦略を決定する上で、真の自律性を持たない経済単位を形成するような経済的関係もある。

一方、経済的関係を確立するには、以下の点で十分ではない。

- ・商標使用許諾契約の締結による関係。
- ・相互表明又は法的支援を目的とする 2つの企業間の契約関係。
- ・単純なサプライヤ/顧客関係。例えば独占的な流通又はフランチャイズ契約に基づくもの。

従業員の代理人が経済的関係に頼ることを希望する場合は、公式フォームの該当する欄にチェックを入れ、雇用主の氏名と住所を明記する必要しなければならない。提出書類から明らかでない限り、経済的関係の性質を示すことが推奨される。庁は一般的にはこの点に関して何ら問い合わせをしないが、経済的関係が存在することを疑う理由があれば、その限りではない。この場合、庁は詳細な説明を求め、必要に応じて証拠を求めることができる。

3) EUIPO が、正規に委任された代理人に宛てて発した通知又はその他の通信も、それを委任者に宛てて発した場合と同様の効力を有する。正規に委任された代理人が EUIPO に宛てて発した通信も、それが委任者から発せられた場合と同様の効力を有する（実施規則第

77 規則)。

理事会規則第 77 条 代理

庁が正規に委任された代理人に宛てて発した何れの通知又はその他の通信も、それを委任者に宛てて発した場合と同様の効力を有する。正規に委任された代理人が庁に宛てて発した何れの通信も、それが委任者から発せられた場合と同様の効力を有する。

④国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

1) 暫定的拒絶に応答する場合、EUIPO に直接シニオリティの主張を申請する場合、シニオリティの主張の欠陥に対応するためには、代理人を選任する必要がある（審査ガイドライン Part M, 3.2）。それ以外の手続、例えば、サーチレポートの作成の申請や EU 団体商標についての商標使用規則の写しの提出は、国際登録出願名義人本人が代理人なしでできる。

暫定的拒絶通報が発行された場合には、国際登録出願名義人本人が必ず実行しなければならない手続は、代理人の選任である（国際登録出願の代理人が EUIPO に登録された商標代理人である場合は除く）。名義人が代理人を選任しない場合には、名義人が一部拒絶を受け入れるつもりであっても、国際登録の領域指定の保護はそのすべてについて拒絶されるので、欧州経済領域の非居住者について暫定的拒絶通報が発せられた場合には、沈黙は許されない（実施規則第 112 規則(4)）。

国際事務局から国際事務局を経由して国際登録の指定商品及びサービスを、暫定的拒絶通報にかからない商品及びサービスに限定し、又は暫定的拒絶通報にかかる指定商品及びサービスを放棄することは可能である（マドリッド共通規則第 25(1)(a)(ii)、(iii)）。しかし、代理人を選任しない場合には、上記代理人選任期間内に当該限定が EUIPO で受理されない場合²²には、国際登録の領域指定の保護が全面的に拒絶される可能性がある。なお、代理人を選任して、国際登録の指定商品及びサービスの限定又は放棄したことを通知すれば、正式の応答とみなされる可能性がある。

審査ガイドライン Part M, 3.2 職業代理人

(省略)

EEA 外の所有者は、しかしながら、(a) 暫定的拒絶通報、(b) EUIPO に対するシニオリティの主張の申請、(c) シニオリティの主張に対する拒絶に対して代理されるように要請される（ガイドライン, Part A, 一般規則, section 5、職業代理人及び EUTMR 第 92 条及び第 93 条参照）。

(省略)

2) EU 団体商標についての商標使用規則の写しの提出については、国際登録の領域指定

²² EUIPO は、国際事務局から当該限定が通知された場合には、通知の日から 18 か月以内であれば、当該限定の無効を国際事務局に通知することができる（マドリッド共通規則第 27 規則(5)）。

の EUIPO への通知後 2 か月以内に提出されない場合に暫定的拒絶通報が発行される。暫定的拒絶通報が発行されると、欧州経済領域の非居住者の場合には、EUIPO で認められた代理人を通じて行う必要がある（審査ガイドライン Part M, 3.3.3.2）。

⑤暫定的拒絶通報に対し各国に直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

1) 手続の再開継続の申請

EU 商標の出願人若しくは所有者又は EUIPO におけるその他の手続の当事者であって EUIPO に対する期限遵守を怠った者は、請求により手続の継続を得ることができる。ただし、当該請求時に遺漏行為が実行されていることを条件とする。手続の継続請求は、不遵守期限の経過後 2 か月以内に提出されたときに限り許容される。当該請求は、手続の継続の手数料が納付されるまでは提出されたものとはみなさない（理事会規則第 82 条(1)）。

欧州経済領域の非居住者の場合には、EUIPO で認められた代理人を通じて行う必要がある（理事会規則第 92 条(2)）。

遺漏行為について決定する権限のある部門は、申請により決定するものとする（理事会規則第 82 条(3)）。

ただし、出願手数料の納付、優先権主張、異議申立て及び異議申立手数料の納付、審判請求、上訴、変更の請求、出願後のシニオリティの主張については、再開継続は認められない（理事会規則第 82 条(2)²³）。

理事会規則第 82 条 手続の継続

(1) EU 商標の出願人若しくは所有者又は庁におけるその他の手続の当事者であって庁に対する期限遵守を怠った者は、請求により手続の継続を得ることができる。ただし、当該請求時に遺漏行為が実行されていることを条件とする。手続の継続請求は、不遵守期限の経過後 2 か月以内に提出されたときに限り許容される。当該請求は、手続の継続の手数料が納付されるまでは提出されたものとはみなさない。

(2) 本条は、第 27 条、第 29 条(1)、第 33 条(1)、第 36 条(2)、第 41 条(1)及び(3)、第 47 条(3)、第 60 条、第 65 条(5)、第 81 条(2)、第 112 条に定めた期限若しくは本条(1)に定めた期限、又は第 34 条に従ってシニオリティを出願後に主張するための期限には適用しない。

(3) 遺漏行為について決定する権限のある部門は、申請により決定するものとする。

2) 拒絶確定までの概略

暫定的拒絶通報に記載された暫定的拒絶通報の発行日から 2 か月の期間内に絶対的拒絶理由が解消せず、権利不行使の宣言をせず、代理人を指定せず、又は第二言語を指定しない場合には、当該国際登録の領域指定の保護は、その全部又は一部について拒絶される。当該決定については、審判請求することができる（実施規則第 112 規則(4)）。

²³ 2017 年 10 月 1 日までは、理事会規則第 30 条の意味における優先権若しくは理事会規則第 33 条の意味における博覧会による優先権を出願後に主張するため実施規則により定めた期限についても、再開継続は認められない。

ただし、審判請求については、当該決定の通知の日から2か月以内に、EUIPOに、手続言語で記載された書面で提出しなければならない。審判請求手数料を納付したときにのみ提出されたものとみなされる。また、当該決定の通知の日の後4か月以内に、審判請求の理由を述べた陳述書を提出しなければならない（理事会規則第60条(1)）。

審判部（Boards of Appeal）の決定については、審判部の決定の通知の日から2か月以内に、一般裁判所（General Court）に訴訟を提起することができる（理事会規則第65条(1)、(5)）。

名義人は代理人を通じてEUIPOに応答しなければならない。名義人が代理人を選任しない場合には、名義人が一部拒絶を受け入れるつもりであっても、国際登録の領域指定の保護はそのすべてについて拒絶されるので、欧州経済領域の非居住者について暫定的拒絶通報が発せられた場合には、沈黙は許されない（実施規則第112規則(4)）。

国際登録出願の名義人が、国際事務局を經由して国際登録の指定商品及びサービスを、暫定的拒絶通報にかからない商品及びサービスに限定し、又は暫定的拒絶通報にかかる指定商品及びサービスを放棄することは可能である（マドリッド共通規則第25規則(1)(a)(ii)、(iii)）。しかし、代理人を選任しない場合には、上記代理人選任期間内に当該限定がEUIPOで受理されない場合には、国際登録の領域指定の保護が全面的に拒絶される可能性がある。なお、代理人を選任して、国際登録の指定商品及びサービスの限定又は放棄したことを通知すれば、正式の応答とみなされる可能性がある。

理事会規則第60条 審判請求の期限及び形式

(1) 審判請求書は、その対象となる決定の通知の日の後2か月以内に庁に対し書面により提起しなければならない。審判請求書は、審判請求手数料を納付したときにのみ提出されたものとみなす。これは、審判請求の対象となる決定が行われた手続の言語で提出されなければならない。当該決定の通知の日の後4か月以内に、審判請求の理由を述べた陳述書を提出しなければならない。

理事会規則第65条 司法裁判所への訴訟

(1) 審判部の審判請求についての決定に対しては、一般裁判所に訴訟を提起することができる。
(5) 訴訟は、審判部の決定の通知の日から2か月以内に、一般裁判所に提起しなければならない。

3) 拒絶確定声明の例は次のとおりである。

拒絶確定声明の例



OPERATIONS DEPARTMENT

W123

Confirmation of total refusal (Article 5 of the Madrid Protocol, Rule 18ter(3) of the Common Regulations under the Madrid Agreement and Protocol, Articles 154 and 156 EUTMR and Rules 113(2)(b) and 115(5)(b) EUTMIR)

拒絶確定声明であることの表示

Alicante, 12/07/2016

International registration number:

Date of notification to the EUIPO:

Name of the holder:

Trade mark:

対象商標の表示：
国際登録番号、EUIPO への領域指定通知日、名義人名称、対象商標

As a result of as a result of opposition proceedings and all proceedings having become final, the provisional refusal of the abovementioned mark is confirmed and the protection of the mark is totally refused for the European Union.

拒絶確定の理由の記載

VUILLERMOT Aline

審査官名

4) 転換 (Conversion)

国際登録経由で欧州連合の領域指定が拒絶され又は失効した場合は、国際登録の所有者は、欧州連合の領域指定を、欧州連合加盟国への国内商標出願への転換又はマドリッド協定議定書の加盟国であって、転換の請求日にマドリッド協定議定書に基づいて直接指定することが可能な加盟国への指定への転換を請求することができる（理事会規則第 159 条(1)）。

転換の請求は、欧州連合の領域指定が、EUIPO の決定により拒絶され又は失効した場合、その決定が最終決定となった日の後 3 か月以内に提出しなければならない（理事会規則第 112 条(6)）。

転換の請求は公告される（理事会規則第 159 条(3)）。

申請には、EUIPO ホームページからダウンロードできるフォーム²⁴を利用することができる。また、国際事務局への転換による国際登録の領域指定の申請には、EUIPO を本国官庁とする事後指定の様式 MM16 が用意されている（審査ガイドライン PART E, section 2, 5.2）。

欧州経済領域の非居住者の場合には、EUIPO で認められた代理人を通じて行う必要がある（理事会規則第 92 条(2)）。

国際登録の領域指定のみなし取り下げ、放棄、更新忘れ等による消滅の場合にも転換は可能である（理事会規則第 112 条(1)）。ただし、当該加盟国での拒絶理由が EU 商標の拒絶理由である場合及び不使用の場合には、原則として転換の請求は認められない（理事会規則第 112 条(2)）。

転換による加盟国への国内商標出願又は加盟国への指定は、国際登録日、又は欧州連合への拡張が国際登録後になされたときはマドリッド協定議定書第 3 条の 3(2)による欧州連合への拡張の日、又は当該登録の優先日、並びに該当する場合はシニオリティを享受する（理事会規則第 159 条(2)）。

転換の申請には、加盟国の中央工業所有権庁から、手数料の納付、転換の請求及び添付書類の当該加盟国の公用語への翻訳、加盟国内の送達宛先の表示、指定された数の商標の表示の提供が要求されることがある（理事会規則第 114 条(3)）。

理事会規則第 159 条 国際登録からの国内商標出願又は加盟国の指定への転換

(1) 国際登録経由で欧州連合の指定が拒絶され又は失効した場合は、国際登録の所有者は、欧州連合の指定の次のものへの転換を請求することができる。

(a) 第 112 条、第 113 条及び第 114 条により国内商標出願への転換

(b) マドリッド協定議定書の加盟当事国の指定への転換。ただし、転換の請求日に、マドリッド協定議定書の下当該加盟国を直接指定することが可能であったことを条件とする。本規則第 112 条、第 113 条及び第 114

²⁴ EUIPO のホームページ→Forms and Filings（リンク先：<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/forms-and-filings?inheritRedirect=true>）→International Application forms→Application for Conversion of an International Registration（‘IR’）designating the EU の説明中の「completed form」をクリックすることでフォームを入手することができる。
https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/forms_filings/all_downloadable_forms/conversion_ir_en.pdf [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

条を適用するものとする。

(2) 国際登録を経由する連合の指定の転換から生じる国内商標出願又はマドリッド協定議定書の加盟当事国の指定は、関係加盟国に関して、マドリッド協定議定書第3条(4)による国際登録日、又は連合への拡張が国際登録後になされたときはマドリッド協定議定書第3条の3(2)による連合への拡張の日、又は当該登録の優先日、並びに該当する場合は第153条に基づいて主張された当該加盟国の商標のシニオリティを享受する。

(3) 転換の請求は公告される。

理事会規則第112条 国内手続の適用のための請求

(1) EU商標の出願人又は所有者は、次の範囲において、自己のEU商標出願又はEU商標の国内商標出願への転換を請求することができる。

(a) EU商標出願が拒絶され、取り下げられ又は取下とみなされた範囲

(b) EU商標が失効した範囲

(2) 転換は、次の場合は行われぬ。

(a) EU商標の所有者の権利が不使用の理由により取り消された場合。ただし、転換が請求されている加盟国において、EU商標がその加盟国の法律に基づいて真正な使用とみなされることになる使用に供されている場合は、この限りでない。

(b) 庁の又は国内裁判所の決定に従い、登録の拒絶理由又は取消し若しくは無効の理由がEU商標出願又はEU商標に適用される加盟国における保護のための場合

(6) EU商標が庁の決定により拒絶された場合又は庁若しくはEU商標裁判所の決定の結果として失効した場合は、転換の請求は、その決定が最終的決定となった日の後3か月以内に提出しなければならない。

審査ガイドライン PART E, section 2, 5.2 転換の申請

転換の申請は、庁に提出される。オンライン申請フォームは、庁のウェブサイト

(<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/forms-and-filings>)にある。

「欧州連合を指定するIRの転換申請」フォームは、庁のウェブサイト

(<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/international-application-forms>)にある。このフォームは、オプトインバックの場合にも使用できる。WIPOのMM16フォームも使用できる。しかし、庁は、電子データ形式でWIPOに転換のデータを送信する。

理事会規則第114条 転換の方式要件

(3) 当該請求が移送された中央工業所有権庁は、出願人に対し、2か月以上の期間内に次のことを行うよう要求することができる。

(a) 国内出願手数料の納付

(b) 請求及びそれに添付された書類の、当該加盟国の公用語の1による翻訳文の提出

(c) 当該加盟国における送達宛先の表示

(d) 当該加盟国により指定された数の商標の表示の提供

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

1) 絶対的拒絶理由の審査において拒絶理由がなかった場合には、EUIPO は、絶対的拒絶理由の審査が完了したが異議又は情報提供の可能性のあることを記載した保護付与の陳述書（暫定保護認容声明）を国際事務局に送付する（理事会規則第 154 条(7)、実施規則第 112 規則(5)）。

2) 保護付与の陳述書の例は次のとおりである。

保護付与の陳述書の例



OPERATIONS DEPARTMENT

W124

Interim status of the file pursuant to Rule 18bis(1)(a) and (b) of the Common Regulations under the Madrid Agreement and Protocol

中間状況報告書の表示

Alicante, 15/11/2016

International registration number:

Date of notification to the EUIPO:

Name of the Holder:

Trade Mark:

対象商標の表示：
国際登録番号、EUIPO への領
域指定通知日、名義人名称、
対象商標

The *ex officio* examination of the abovementioned mark has been completed. No objections have been raised or the provisional refusal has been withdrawn.

審査終了の記載※ 4

However, the mark is still open to opposition until **15-03-2017** or to observations by third parties.

異議申立の可能性等に関する記載※ 5

VOISIN, Magali

審査官名

Avenida de Europa, 4 • E - 03008 • Alicante, Spain
Tel. +34 965139100 • www.euiipo.europa.eu

※ 4 審査が終了し、欠陥がない又は暫定拒絶通知が解消した旨が記載されている。

※ 5 異議申立てや情報提供の可能性があると記載されている。

3) 暫定的拒絶通報が発行された場合で、異議申立期間内に異議申立てがなかった場合には、EUIPO は国際事務局に次のいずれかを通知する（実施規則第 113 規則(2)）。

- (a) 暫定的拒絶通報が取り下げられた場合は、当該標章が欧州連合域内において保護されること
- (b) 審判請求又は裁判所への訴訟の後、拒絶査定が最終的に確定した場合は、当該標章の保護が、欧州連合域内において拒絶されること
- (c) 上記(b)の拒絶が指定商品又はサービスの一部である場合には、欧州連合域内で保護される商品又はサービス

実施規則第 113 規則 国際事務局への職権による暫定的拒絶通報の通知

(2) (1)により発行された職権による暫定的拒絶通報の各通知に関して、また、異議申立期限が到来し、かつ、第 115 規則(1)による異議申立てを基礎とする暫定的拒絶通報が一切発行されていないことを条件として、庁は、次の通り国際事務局に通知する。

- (a) 庁における手続の結果として暫定的拒絶通報が取り下げられた場合は、当該標章が欧州連合において保護される事実
- (b) 該当する場合は、理事会規則第 58 条に基づく審判請求又は理事会規則第 65 条に基づく訴訟の後、当該標章の保護を拒絶する決定が確定した場合は、庁は、当該標章の保護が欧州連合において拒絶される旨を国際事務局に通知する。
- (c) (b)による拒絶が商品及びサービスの一部のみに関する場合は、欧州連合において保護される当該標章の対象である商品及びサービス

4) 異議申立て

EUIPO は、欧州連合を領域指定した国際登録の国際登録日又は事後指定の日、出願の言語と国際登録出願の名義人が指定した第二言語、国際登録番号、国際事務局が発行する国際公報での公告日、商標の複製及び指定商品及びサービスの区分番号を公告する（理事会規則第 152 条(1)）。

EU 商標の所有者が通知を受けないことを要求していなければ、連合サーチレポート作成の請求の有無にかかわらず、先行して登録又は出願された EU 商標の所有者に、あらたに当該国際登録の領域指定の出願公告の事実が通知される（理事会規則第 155 条(4)）。

異議申立人は、国際登録の領域指定についての出願公告日後 1 か月経過した日から 3 か月以内に、相対的拒絶理由に基づき異議申立てをすることができる（理事会規則第 156 条(1)、(2)）。異議申立期間開始前に申し立てられた異議申立ては、異議申立期間開始時に行われたものとみなされる（実施規則第 114 規則(3)）。

異議申立てが行われた場合には、EUIPO は暫定的拒絶通報を国際事務局に送付する（実施規則第 115 規則(1)）。異議申立てが実施規則第 17 規則により許容できると認定されたときは、EUIPO は、全当事者に通知を送付し、異議申立手続が当該通知の受領の 2 か月後に開始するものとみなす旨を知らせる。この期間は、当該期間の満了前に双方の当事者が延長請求を提出したときは、計 24 か月まで延長することができる（実施規則第 18 規則(1)）。

当該通知には、欧州連経済領域の非居住者である国際登録出願の名義人であって、代理人が選任されていない場合には、暫定的拒絶通報の発行日から2か月以内に代理人が選任されなければならないことが記載される。当該期間内に代理人が選任されない場合には、国際登録の領域指定の保護は全面的に拒絶される（実施規則第114規則(4)）。

通知受領後、異議手続開始までの間に、国際登録出願の名義人が国際登録の領域指定の保護請求を取り下げ、異議申立てにかからない商品及びサービスに限定し、当事者間で和解し、又は他の手続で当該国際登録の領域指定の保護が拒絶された場合には異議手続は終了する（実施規則第114規則(2)(b)、第18規則(2)）。また、国際登録出願の名義人が指定商品及びサービスを限定し、異議申立人が異議申立てを取り下げた場合にも、異議手続は終了する（第18規則(3)）。

5) 第三者による情報提供

異議申立てのほか、EU商標については出願公告後、異議申立期間終了まで（異議申立てがあった場合には出願公告後18か月まで）の間いつでも、個人、法人、又は製造者、生産者、サービス提供者、商業者もしくは消費者の団体は誰でも、主に絶対的拒絶理由に基づき、保護が拒絶されるべきことを、書面によりEUIPOに情報提供（observation）することができる（理事会規則第40条(1)、(2)、審査ガイドライン Part M, 3.5）。

第三者の情報提供に理由があると考えるときは、審査官は暫定的拒絶通報を発行し、絶対的拒絶理由の審査を再開する。絶対的拒絶理由がない旨記載した中間審査状況報告書が国際事務局に送付された後でも同様である（審査ガイドライン Part M, 3.5）。

EU団体商標の場合には、絶対的拒絶理由のほか、EU団体商標としての登録要件についても、第三者は情報提供をすることができる（理事会規則第69条）。

理事会規則第40条 第三者による所見

(1) 何れの自然人又は法人及び製造者、生産者、サービスの提供者、取引業者若しくは需要者を代表する集団若しくは団体も、第5条及び第7条の下、商標が職権により登録されるべきでない理由を説明した所見書を庁に提出することができる。

第1サブ段落にいう人及び集団又は団体は、庁における手続の当事者とはならないものとする。

第三者の所見は、異議申立期間の終了前に又は、商標に対する異議申立てが提出された場合は異議申立ての最終決定の前に提出されなければならない。

(2) 第三者の所見は、異議申立期間の終了前に又は、商標に対する異議申立てが提出された場合は異議申立ての最終決定の前に提出されなければならない。

審査ガイドライン Part M, 3.5 第三者の所見

(省略)

第三者の所見は、EUIPOへのIRの通知日から、少なくとも異議申立期間が終了するまで、及び異議申立てが提出されている場合は、異議申立てが保留中である限り、EUIPOに有効に提出することができるが、EUIPOがWIPOに拒絶理由の可能性について通知するための18か月間の期間を超えて提出することができない（上記

3.1 節参照)。

(省略)

標章の中間陳述書が発行された後に第三者の所見を受け取った後で、かつ EUIPO が妥当であると判断した場合は、第三者の所見による暫定的拒絶通報が発行される。所見は暫定的拒絶通報に添付される。

(省略)

理事会規則第 69 条 第三者による所見

第 40 条に従い、EU 団体商標に対する所見書が庁に提出される場合、その所見書は、EU 団体標章の出願が第 68 条に従い拒絶されるべきであるという特別の理由を基礎とすることもできる。

6) 登録

マドリッド協定議定書に基づく暫定的拒絶通報が発せられない場合又は当該暫定的拒絶通報が撤回された場合には、国際登録の領域指定は、国際登録日又は事後指定が通知された日から、登録された EU 商標と同一の効力を有する (理事会規則第 151 条(2))。この場合、EUIPO は、国際登録の領域指定の保護認容声明 (statement of grant of protection) を国際事務局に送付する (実施規則第 116 規則(1))。

異議申立てに基づく暫定的拒絶通報が発行された場合には、EUIPO は国際事務局に次のいずれかを通知する (実施規則第 115 規則(5))。ただし、複数の暫定的拒絶通報が発行されている場合には、絶対的拒絶理由の審査結果と合わせた結果に基づいて通知する (実施規則第 115 規則(6))。

- (a) 異議手続の結果、暫定的拒絶通報が取り下げられ、国際登録の領域指定が欧州連合域内において保護されること
- (b) 拒絶査定が最終的に確定した場合 (さらなる上訴の可能性がなくなった場合に限る) には、国際登録の領域指定の欧州連合域内での保護が拒絶されること
- (c) 上記 (b) の拒絶が指定商品又はサービスの一部である場合には、欧州連合域内で国際登録の領域指定が保護される商品又はサービス

当該保護認容声明が発行された場合又は暫定的拒絶通報がすべて撤回された場合には、EUIPO は、当該事実、国際登録番号、(あれば) 国際公告日、EUIPO での出願公告日及びその公告番号及び該当頁数、国際登録日又は事後指定日の EUIPO での公告日が、公報の Part M. 3.1 に公告される (理事会規則第 152 条(2)、審査ガイドライン Part M, 3.10)。国際登録の名義人は、当該公告日から登録の効力を主張することができる (理事会規則第 151 条(3)、第 9b 条(1))。

実施規則第 115 規則 異議申立てを基礎とする暫定的拒絶通報の通知

(5) 庁は、次の通り国際事務局に通知する。

(a) 異議申立手続の結果として暫定的拒絶通報が取り下げられた場合は、当該標章が欧州連合において保護される事実

(b) 該当する場合は、理事会規則第 58 条に基づく審判請求又は理事会規則第 65 条に基づく訴訟の後に当該

標章の保護を拒絶する決定が確定した場合は、当該標章の保護が欧州連合において拒絶される事実
(c) (b)による拒絶が商品及びサービスの一部のみに関する場合は、当該標章の欧州連合における保護の対象である商品及びサービス
(6) 同一の国際登録について複数の暫定的拒絶通報が第 112 規則(1)、(2)又は本第 115 規則(1)により発行されている場合は、本条規則(5)にいう送達は、それが理事会規則第 154 条及び第 156 条に基づく全ての手続の結果であるので、当該標章の保護の全面的若しくは部分的拒絶に関係するものとする。

理事会規則第 152 条 公告

(2) 欧州連合を指定する国際登録の保護の拒絶がマドリッド協定議定書第 5 条(1)及び(2)に従い一切通知されなかったとき、又はそのような拒絶が取り下げられたときは、庁は、この事実について、国際登録の番号及び該当する場合は国際事務局が官報により公告した当該登録の公告日と共に公告する。

審査ガイドライン Part M, 3.10 二回目の再公告

(省略)

EUTM Bulletin の Part M. 3.1 には、次のデータのみが掲載される。

111 国際登録番号。

460 国際官報に掲載された日付（該当する場合）。

400 EUTM Bulletin の先の公報の日付、番号、及びページ。

450 EUTM Bulletin における国際登録又は事後指定の公告日。

7) 保護認容声明の例は次のとおりである。

保護認容声明の例



OPERATIONS DEPARTMENT

W304B

Statement of Grant of Protection following a provisional refusal pursuant to Rule 18(2) of the Common Regulations under the Madrid Agreement and Protocol, and to Rule 116(2) EUTMIR

保護認容声明であることの表示

Alicante, 13/07/2016

International registration number:

Date of notification to the EUIPO:

Name of the Holder:

Trade Mark:

対象商標の表示：
国際登録番号、EUIPO への領域指定通知日、名義人名称、対象商標

As a result of opposition proceedings and all proceedings having become final, the provisional refusal of the abovementioned mark is confirmed in part and the protection of the mark is partially refused for the European Union. The mark is therefore accepted for the following goods and services:

保護等に関する記載※6

29 Milk products, except milk foam; frozen fruits; jams; fruit sauce; processed fruits.

30 Confectionery; ice cream; soft ice cream; cones for ice cream; cones for soft ice cream; ice cream mixes; sherbet mixes.

43 Providing food and beverages.

保護対象となる指定商品やサービスの表示

The mark has been published pursuant to Article 152(2) EUTMR on **13/07/2016**.

公告日に関する記載

Pursuant to Article 151(2) EUTMR and Rule 116 (2) EUTMIR, it shall have the same effect as the registration of a mark as a European Union trade mark.

効力に関する記載

MARIA JOSE GIL

審査官名

Avenida de Europa, 4 • E - 03008 • Alicante, Spain
Tel. +34 965139100 • www.euiipo.europa.eu

※6 サンプルでは、審査が終了し、指定商品又はサービスの一部については拒絶され、一部の指定商品又はサービスについては、保護を与えることが記載されている。

(7) 登録

①登録簿

国際登録の領域指定の保護については、直接 EUIPO に EU 商標の登録が出願された場合のような登録簿への登録はない。

②登録証書の発行

国際登録の領域指定の場合には、登録証書の発行はされない（審査ガイドライン Part M, 3.9）。

審査ガイドライン Part M, 3.9 暫定的拒絶の確認又は撤回及び保護認容声明の発行

（省略）

EUIPO は、IR（国際登録の欧州連合領域指定）の登録証書を発行しない。

(8) 登録後の注意事項

1) 使用証明の提出は不要である。しかし、国際登録の領域指定の保護が認められた日から 5 年以内に、当該商標が指定商品又はサービスに実際に使用されておらず、又は 5 年以上連続して使用が中止されている場合で、当該使用されていないことに正当な理由がない場合には、取消審判又は侵害訴訟における反訴により、国際登録の領域指定の保護が取り消される（理事会規則第 15 条(1)、第 51 条(1)(a)）。

理事会規則第 15 条 EU 商標の使用

(1) 登録後 5 年の期間内に、所有者が登録されている EU 商標の対象である商品又はサービスについて欧州連合において EU 商標の真正な使用をしていなかった場合、又は 5 年の期間中継続してその使用を中止していた場合は、EU 商標は、本規則に定める制裁の対象になる。ただし、不使用について正当な理由があるときは、この限りでない。

次の場合も、上記の使用を構成する。

(a) 使用されている形態での商標が所有者名で登録されているかどうかにかかわらず、商標が登録された際の形態における商標の識別性を変更しない要素において異なる形態での EU 商標の使用

(b) 輸出の目的のためにのみ欧州連合において商品又はその包装に EU 商標を付すこと

理事会規則第 51 条 取消しの理由

(1) EU 商標の所有者の権利は、次の場合は、庁に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として取り消されるべき旨を宣言される。

(a) 登録されている商標の対象である商品又はサービスについて、商標が欧州連合内において継続して 5 年の期間内に真正に使用されておらず、不使用に正当な理由が存在しない場合。ただし、5 年の期間が満了してから当該申請又は反訴がされる間に商標の真正な使用が開始され又は再開された場合は、何人も EU 商標にお

ける所有者の権利を取り消すべき旨を主張することができない。ただし、申請又は反訴が提出されるかもしれないことを所有者が知った後にのみ使用の開始又は再開の準備をした場合は、申請又は反訴の提出前 3 か月以内の使用の開始又は再開であって、早くとも継続した 5 年の不使用期間が満了する日に開始されたものは、無視される。

2) 登録後ではないが、EU 団体標章又は EU 証明標章の名義人は、国際事務局が国際登録の領域指定を EUIPO に通知した日から 2 か月以内に、直接、EUIPO に商標使用規則の写しを提出しなければならない（理事会規則第 154a 条(2)）。手数料は不要である（国際事務局 Information Notice No. 19/2004, 5²⁵）。国際登録出願の名義人は、欧州経済領域の非居住者である場合には、EUIPO で認められた代理人を通じて行う必要がある（審査ガイドライン PART M, 3.3.3.2）。

EU 団体標章又は EU 証明標章の商標使用規則を変更する場合は、EUIPO に変更後の商標使用規則の写しを提出しなければならない（理事会規則第 71 条(1)、第 74f 条(1)²⁶）。国際登録出願の名義人は、欧州経済領域の非居住者である場合には、この手続についても、EUIPO で認められた代理人を通じて行う必要がある（審査ガイドライン PART M, 3.3.3.2）。

変更後の商標使用規則が、商標使用規則の要件を満たさず、又は登録拒絶事由に該当する事項を含む場合には、商標使用規則の写しは登録簿に記録されない。第三者は、当該商標使用規則の変更を認めるか否かについて情報提供をすることができる（理事会規則第 71 条(2)、(3)、第 74f 条(2)、(3)）。

当該写しが登録簿に記録されて始めて効力を有する（理事会規則第 71 条(4)、第 74f 条(4)）が、国際登録の領域指定の場合には、直接 EUIPO に EU 商標の登録が出願された場合のような登録簿には記録されない。その代わりに、この商標使用規則の変更については、EUIPO の公報に公告される（実施規則第 121 規則(4)）。

理事会規則第 71 条 標章の使用規約の修正

- (1) EU 団体標章の所有者は、使用規約に修正があったときは、修正された規約を庁に提出しなければならない。
- (2) 修正された規約が第 67 条の要件を満たしていないか又は第 68 条にいう拒絶理由の 1 を含む場合は、その修正は登録簿に登録されない。
- (3) 第 69 条に従って作成された所見書は、使用規則に関して提出が許可されることもあり得る。
- (4) 本規則の適用上、使用規約の修正は、当該修正を登録簿に記入した日から初めて効力を生じる。

理事会規則第 74f 条 標章の使用規約の修正

- (1) EU 証明標章の所有者は、使用規約に修正があったときは、修正された規約を庁に提出しなければならない。

²⁵ WIPO のホームページ→WIPO | MADRID→Members→Member procedures→European Union→Miscellaneous→「Collective and Guarantee Marks」の欄の下記リンク先（WIPO の通達）を参照。

http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2004/madrid_2004_19.doc [最終アクセス日：2017 年 1 月 25 日]

²⁶ 理事会規則第 74f 条については、2017 年 10 月 1 日に施行される。

- (2) 修正された規約が第 74b 条の要件を満たしていないか又は第 74c 条にいう拒絶理由の 1 を含む場合は、その修正は登録簿に登録されない。
- (3) 第 74d 条に従って作成された所見は、使用規約に関して提出することもできる。
- (4) 本規則の目的上、使用規約の修正は、当該修正を登録簿に記入した日から初めて効力を生じる。

実施規則第 121 規則 団体標章

- (4) 理事会規則第 71 条による標章の使用規約の修正の通知は、EU 商標公報に公告される。

3) 国際登録の領域指定の保護が確定し、公告された後に、EUIPO に直接、シニオリティの主張をすることも認められる（理事会規則第 153a 条(1)²⁷）。欧州経済領域の非居住者の場合には、EUIPO で認められた代理人を通じて行う必要がある（理事会規則第 92 条(2)）。

(9) 異議

1) 異議申立て

異議申立人は、国際登録の領域指定についての出願公告日後 1 か月経過した日から 3 か月以内に、相対的拒絶理由に基づき異議申立てをすることができる（理事会規則第 156 条(1)、(2)）。異議申立期間開始前に申し立てられた異議申立ては、異議申立期間開始時に行われたものとみなされる（実施規則第 114 規則(3)）。国際登録の領域指定の指定商品又はサービスの減縮した場合には、当該減縮は公告され、当該公告についても異議申立てが可能である（理事会規則第 41 条(2)）。

異議申立人は、次のいずれかに該当する者である（理事会規則第 41 条(1)）。

- (a) 先行登録商標と同一又は類似による混同又は先行登録商標の名声による不当な利益の獲得等を理由とする異議について、先行登録商標の所有者と所有者から許諾を受けた使用者
- (b) 商標の所有者の代理人又は代理店が、所有者の同意なく自己の名称で当該商標の登録を出願している場合の商標の所有者
- (c) 未登録商標又は取引の過程において使用される標識に後行の商標の使用を禁止する権利が認められている場合の、当該標識の所有者及び関係する加盟国の法令により当該権利を行使することを認められている者
- (d) 第 8 条(4a)にいう権利を行使するために、関連する欧州連合の法律又は国内法によって権限を与えられた者

異議申立てが行われた場合には、EUIPO は暫定的拒絶通報を国際事務局に送付する（実施規則第 115 規則(1)）。異議申立てが実施規則第 17 規則により許容できると認定されたときは、EUIPO は、全当事者に通知を送付し、異議申立手続が当該通知の受領の 2 か月後に開始するものとみなす旨を知らせる。この期間は、当該期間の満了前に双方の当事者が延長

²⁷ 理事会規則第 153a 条は、2017 年 10 月 1 日に施行されるが、2017 年 1 月 25 日現在の理事会規則第 153 条(2)とほぼ同様の内容である。

請求を提出したときは、計 24 か月まで延長することができる（実施規則第 114 規則(2)、第 18 規則(1)）。当該通知には、欧州経済領域の非居住者の国際登録出願の名義人であって、代理人が選任されていない場合には、暫定的拒絶通報の発行日から 2 か月以内に代理人が選任されなければならないことが記載される。当該期間内に代理人が選任されない場合には、国際登録の領域指定の保護は全面的に拒絶される（実施規則第 114 規則(4)）。

通知受領後、異議手続開始までの間に、国際登録出願の名義人が国際登録の領域指定の保護請求を取り下げ、異議申立てにかからない商品及びサービスに限定し、当事者間で和解し、又は他の手続で当該国際登録の領域指定の保護が拒絶された場合には異議手続は終了する。また、国際登録出願の名義人が指定商品及びサービスを限定し、異議申立人が異議申立てを取り下げた場合にも、異議手続は終了する（実施規則第 114 規則(2)、第 18 規則(2)、(3)）。

国際登録出願の名義人が、国際登録の領域指定の保護請求を取り下げ、又は指定商品及びサービスを限定したことにより異議手続が終了した場合には、異議手続の費用はそれぞれの当事者が自己に発生した費用を負担する（実施規則第 114 規則(2)、第 18 規則(4)、18(5)）。

国際登録出願の名義人が、国際事務局を經由して国際登録の指定商品及びサービスを、異議申立てにかからない商品及びサービスに限定することは可能である（マドリッド共通規則第 25(1)(a)(ii)）。しかし、代理人を選任しない場合には、上記代理人選任期間内に当該限定が EUIPO で受理されない場合には、国際登録の領域指定の保護が全面的に拒絶される可能性がある。

絶対的拒絶理由の審査に基づく暫定的拒絶通報が発行されている場合には、異議手続は中断される。当該暫定的拒絶通報に基づき、国際登録の領域指定の保護の拒絶が確定した場合には、異議手続は廃止され、申立人に費用は返却される（実施規則第 114 規則(5)）。

理事会規則第 41 条 異議申立て

(1) EU 商標出願の公告後 3 か月以内に、次の者は、第 8 条に基づいて登録することができないという理由により、その商標の登録に対し異議申立てをすることができる。

(a) 第 8 条(2)にいう先の商標の所有者及び第 8 条(1)及び(5)に関してその所有者が許諾したライセンシー

(b) 第 8 条(3)にいう商標の所有者

(c) 第 8 条(4)にいう先の標章又は標識の所有者及び関係国内法に基づいてこれらの権利の行使を認められた者

(d) 第 8 条(4a)にいう権利を行使するための関連する連合法規又は国内法の下に許可された者

(2) (1)に定める条件に従うことを前提として、第 43 条(2)第 2 文に従い補正された出願の公告の場合にも、商標の登録に対する異議申立てをすることができる。

実施規則第 114 規則 異議申立手続

(5) 異議申立手続は、職権による保護の暫定的拒絶通報が第 112 規則により発行されるか又は発行されている場合は、中止されるものとする。当該職権による保護の暫定的拒絶通報が標章の保護を拒絶する決定であ

って確定するものに至るときは、庁は判定には進まず、異議申立手数料を還付するものとし、また、費用の割当に関する決定は行わない。

2) 異議手続

異議申立手続の言語は、異議申立人の選択により、国際登録の領域指定の言語又は名義人が国際出願において選択した第二言語である（理事会規則第 156 条(1)、第 119 条(5)、(6)）。ただし、当事者の合意により、EUIPO の公式言語（英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語）の中から別の言語を選択することもできる（理事会規則第 119 条(7)）。

異議手続開始後少なくとも 2 か月以上で EUIPO が指定する期間内に、異議申立人は異議申立ての内容を補完する主張、証拠等を提出することができる。EUIPO が異議に理由がないと判断するときは、異議は棄却される。（理事会規則第 156 条(1)、第 42 条(1)、実施規則第 114 規則(2)、第 19 規則(1)、第 20 規則(1)）。

国際登録出願の名義人は、先行 EU 商標又は先行加盟国商標の所有者である異議申立人に対して、国際登録の領域指定が EUIPO に通知された日の前 5 年間に、当該先行 EU 商標又は先行加盟国商標がそれぞれ欧州連合域内又は加盟国において実際に使用されていたこと、又は使用されていないことについて正当な理由があることの証明を要求することができる。当該証明が提出されない場合には、異議申立ては棄却される（理事会規則第 156 条(1)、第 42 条(2)、(3)、実施規則第 114 規則(2)、第 22 規則(1)、(2)）。

EUIPO は、適切と考えるときは、当事者に対し、友好的な和解をするよう求めることができる（理事会規則第 156 条(1)、第 42 条(4)）。

異議申立ての審査が EU 商標出願の対象である商品又はサービスの一部又は全部について商標を登録することができない旨を明らかにするものである場合は、当該商品又はサービスに関してその出願を拒絶する。その他の場合、異議申立ては棄却される（第 156 条(1)、第 42 条(5)）。

出願を拒絶する決定は、それが確定したときに公告される。（第 156 条(1)、第 42 条(6)）。

異議の審査を行う異議部の決定については、審判部に審判請求することができ、審判部の決定については一般裁判所に上訴することができる（理事会規則第 58 条(1)、第 65 条(1)）。

理事会規則第 119 条 言語

(7) 異議申立て、取消し、無効又は審判請求の手続の当事者は、欧州連合の異なる公用語を手続言語とすべきことに同意することができる。

理事会規則第 42 条 異議申立ての審査

(1) 異議申立ての審査において、庁は、必要とする度に、当事者に対して相手方又は庁が発した通信について、庁が定める期間内に所見を提出するよう求める。

(2) 出願人が求める場合は、異議申立てを行った先の EU 商標の所有者は、出願日前又は EU 商標出願の優先

日前の5年間に、先のEU商標が、登録されている当該先のEU商標の対象である商品又はサービスについて、連合内で真正に使用されており、その商標を自己の異議申立ての正当化のために引用することの証拠、又は当該先のEU商標が前記公告日に5年間以上登録されていることを条件として、不使用について正当な理由が存在することの証拠を提出しなければならない。この旨の証拠の提出がない場合は、異議申立ては棄却されるものとする。登録されている先のEU商標の対象である商品又はサービスの一部のみについて使用されていた場合は、当該商標は、異議申立ての審査上、当該一部の商品又はサービスについてのみ登録されているものとみなす。

(3) (2)は、欧州連合における使用に代えて先の国内商標が保護されている加盟国における使用をもって、第8条(2)(a)にいう先の国内商標に適用する。

(4) 庁は、適切と考えるときは、当事者に対し、友好的な和解をしよう求めることができる。

(5) 異議申立ての審査がEU商標出願の対象である商品又はサービスの一部又は全部について商標を登録することができない旨を明らかにするものである場合は、当該商品又はサービスに関してその出願を拒絶する。その他の場合は、異議申立ては棄却される。

(6) 出願を拒絶する決定は、それが確定したときに公告される。

実施規則第20規則 異議申立ての審査

(1) 第19規則(1)にいう期間の満了までに異議申立人が自己の先の商標又は先の権利の存在、有効性及び保護範囲並びに異議申立ての権原を立証しなかった場合は、当該異議申立ては、基礎のないものとして却下される。

実施規則第22規則 使用証明

(1) 理事会規則第42条(2)又は(3)による使用証明の請求は、出願人が当該請求を第20規則(2)により庁の指定する期間内に提出した場合に限り許容されるものとする。

(2) 異議申立人が使用証明を提出するか又は不使用について正当な理由が存在することを示すべきこととなった場合は、庁は、異議申立人に対し、同庁の指定する期間内に要求された証明を提出するよう求める。庁は、異議申立人が当該証明を期限の到来前に提出しない場合は、その異議申立てを却下する。

理事会規則第58条 審判請求の対象になる決定

(1) 審判請求は、第130条(a)から(d)、該当すれば同条(f)に記載された庁の意思決定事段階のいずれかの決定に基づくものとする。これらの決定は、第60条にいう審判請求期間の満了日からのみ効力を生ずるものとする。審判請求の申請は、停止効力を有するものとする。

(10) 上訴

1) 審判部 (Boards of Appeals) への審判請求

審査官 (examiners)、異議部 (Opposition Divisions)、登録担当部 (a department in charge of the Register)、取消部 (Cancellation Divisions)、長官によって任命された、手続に関する決定の権限を有する他の部署や者 (any other unit or person appointed by

the Executive Director to that effect) の決定については、当該決定により不利益を受ける当事者は、当該決定が通知された日から2か月以内に、審判部(Boards of Appeals)に審判請求することができる審判請求人は、審判請求のときまでに費用を支払い、決定が通知された日から4か月以内に審判請求の理由を、審判請求の対象となる決定が行われた手続の言語を用いて記載した書面を提出しなければならない(理事会規則第58条(1)、第59条、第60条(1))。

当該決定した部門が、審判請求に理由があると認める場合は、その部門が決定を訂正する(理事会規則第61条(1))。一方、理由陳述書の受領後1か月以内に決定が訂正されない場合は、審判請求は、遅滞なく、かつ、本案についての意見を付すことなしに審判部に移送される(理事会規則第61条(2))。

審判部は、決定部門が有するすべての権限に基づいて決定を下すほか、決定部門に差し戻すこともできる。差し戻し審は、審判部の決定の理由に拘束される。審判請求された決定は効力を停止する。審判部の決定は、一般裁判所への上訴期間の満了日、又は一般裁判所に対し訴訟が提起された場合は、その訴訟が却下された日若しくは一般裁判所の決定に対して司法裁判所に上訴された日から効力を有する(理事会規則第64条)。

理事会規則第59条 審判を請求できる者及び審判請求手続の当事者となれる者

決定により不利な影響を受ける手続の何れの当事者も、審判請求をすることができる。当該手続の何れの他の当事者も、当然の権利として審判請求手続の当事者となるものとする。

理事会規則第61条 査定系事件における決定の訂正

- (1) 審判請求を提出した当事者がその手続の唯一の当事者であり、かつ、その決定に不服を申し立てられている部門が審判請求を許容でき、かつ、根拠が十分であるとみなすときは、当該部門はその決定を訂正する。
- (2) 当該決定が理由陳述書の受領後1か月以内に訂正されない場合は、審判請求は、遅滞なく、かつ、本案についての意見を付すことなしに審判部に移送される。

理事会規則第64条 審判請求に係る決定

- (1) 審判部は、審判請求の受理可能性について審理した後、審判請求について決定する。審判部は、審判請求の対象である決定をした部門の権限内において権限を行使するか又は更に続行するために事件を当該部門に差し戻すことができる。
- (2) 審判部が審判請求の対象である決定をした部門に更に事件を差し戻した場合は、当該部門は、事実が同一である限りにおいて、審判部の決定に拘束される。
- (3) 審判部の決定は、第65条(5)にいう期間の満了日から、又は当該期間内に一般裁判所に対し訴訟が提起された場合は、その訴訟が却下された日若しくは一般裁判所の決定に対して司法裁判所に上訴された日から初めて効力を生じる。

2) 一般裁判所への訴訟

審判部の審判請求の決定については、当該決定により不利な影響を受けた何人も、当該

決定の通知の日から 2 か月以内に、一般裁判所に上訴することができる。一般裁判所は決定を無効とし又は変更することができる（理事会規則第 65 条(1)、(3)-(5)）。

一般裁判所の決定については、司法裁判所に上訴することができる（理事会規則第 64 条(3)）。

理事会規則第 65 条 司法裁判所への訴訟

(3) 一般裁判所は、争われている決定を無効とし又は変更する管轄権を有する。

(4) 訴訟は、審判部に対する手続の当事者であって審判部の決定により不利な影響を受けた何人も、これを提起することができる。

(11) 権利行使

①権利の発生時期、条件

マドリッド協定議定書に基づく暫定的拒絶通報が発せられない場合又は当該暫定的拒絶通報が撤回された場合には、国際登録の領域指定は、国際登録日又は事後指定が通知された日から、登録された EU 商標と同一の効力を有する（理事会規則第 151 条(2)）。この場合、EUIPO は、国際登録の領域指定の保護認容声明（statement of grant of protection）を国際事務局に送付する（実施規則第 116 規則(1)）。

当該保護認容声明が発行された場合又は暫定的拒絶通報がすべて撤回された場合には、EUIPO は、当該事実、国際登録番号、（あれば）国際公告日、EUIPO での出願公告日及びその公告番号及び該当頁数、国際登録日又は事後指定日の EUIPO での公告日が、公報の Part M. 3.1 に公告される（理事会規則第 152 条(2)、審査ガイドライン Part M, 3.10）。国際登録の名義人は、当該公告日から登録の効力を主張することができる（理事会規則第 151 条(3)、第 9b 条(1)）。

②侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

訴訟の提起は、原則として被告が居住する加盟国（被告が欧州連合域内に居住しない場合は、原告が居住する加盟国、原告・被告共に欧州連合域内に居住しない場合には EUIPO が所在する加盟国）の裁判所に提起する（理事会規則第 97 条(1)-(3)）。EU 商標裁判所は、すべての加盟国における侵害事件及び補償金請求事件について判断することができる（理事会規則第 98 条(1)）。

侵害行為が行われた加盟国の裁判所に訴えを提起することもできるが、この場合、裁判所は当該加盟国内で生じた行為についてのみ判断することができる（理事会規則第 97 条(5)、第 98 条(2)）。

EU 商標の名義人は、特段の事由がない限り、欧州連合全域における侵害行為の差止めを請求することができるほか、当該裁判所が存在する加盟国法に基づいて当該差止めの実効

性を確保するための方策を請求することができる。また、侵害行為が行われ若しくは行われる可能性のある加盟国法に基づく救済を受けることができる（理事会規則第 102 条）。

無効又は取消しの反訴が提起される場合がある（理事会規則第 100 条(1)）。EU 商標裁判所は、被告に一定の期間内の取消し又は無効審判の請求を要求し、審理を中断することができる。被告が所定の期間内に当該審判を請求しない場合には、反訴は取り下げられたとみなされる（理事会規則第 100 条(7)）。

侵害行為の差止めの仮処分等の保全処分の申請は、加盟国の商標について、加盟国の法律で認められる範囲において、いずれの裁判所にもすることができる。ただし、欧州連合域内のいずれの場所についても保全処分を命じることができるのは、EU 商標裁判所に限られる（理事会規則第 103 条）。

理事会規則第 97 条 国際管轄権

(1) 本規則の規定に従い、かつ、第 94 条により適用される規則(EC)No. 44/2001 の規定に従うことを条件として、第 96 条にいう訴訟及び主張に関する手続は、被告が居住する加盟国の裁判所、又は加盟国の何れにも居住していない場合は、施設を有する加盟国の裁判所に対して行うものとする。

(2) 被告が加盟国の何れにも居住せず、施設も有していない場合は、その手続は、原告が居住する加盟国の裁判所、又は加盟国の何れにも居住していない場合は、施設を有する加盟国の裁判所に対して行うものとする。

(3) 被告及び原告の何れもそのようには居住しておらず又は施設も有さない場合は、その手続は、庁が所在する加盟国の裁判所に対して行うものとする。

(5) 第 96 条にいう訴訟及び主張に関する手続は、EU 商標の不侵害の宣言を求める訴訟を除き、侵害行為が行われ若しくはその虞がある加盟国の裁判所、又は第 9 条(3)第 2 文の意味における行為が行われている加盟国の裁判所に対しても行うことができる。

理事会規則第 98 条 管轄権の範囲

(1) 第 97 条(1)から(4)までに基づく管轄権を有する EU 商標裁判所は、次の行為について管轄権を有する。

(a) 加盟国の何れかの領域内で行われ又は行われる虞のある侵害行為

(b) 加盟国の何れかの領域内で行われる第 9 条(3)第 2 文の意味における行為

(2) 第 97 条(5)に基づき管轄権を有する EU 商標裁判所は、その裁判所が所在する加盟国の領域内で行われ又は行われる虞のある行為についてのみ管轄権を有する。

理事会規則第 102 条 制裁規定

(1) EU 商標裁判所は、被告が EU 商標を侵害している又は侵害の虞があると認定する場合は、それを行っていないことの特別の理由が存在しない限り、被告に対し EU 商標を侵害したか又は侵害することになる行為を禁止する命令を発する。EU 商標裁判所は、また、この禁止の遵守を確実にすることを目的としたその国内法に従った措置を講じるものとする。

(2) EU 商標裁判所は、事件の状況において適切と考える適用法を下に措置又は命令を適用することができる。

理事会規則第 100 条 反訴

(1) 取消しを求める反訴又は無効宣言を求める反訴は、本規則にいう取消し又は無効の理由に基づいてのみ提起することができる。

(7) 取消し又は無効宣言を求める反訴について聴聞を行う EU 商標裁判所は、EU 商標の所有者による申請に基づくときは相手方当事者を聴聞した後に手続を中止することができ、また、被告に対し、同裁判所が決定する期限内に斥に取消し又は無効宣言を求める申請を提出するよう求めることができる。その期限内にその申請がなされない場合は、手続は続行され、反訴は取下とみなされる。第 104 条(3)を適用する。

理事会規則第 103 条 暫定的措置及び防御措置

(1) 本規則に基づいて、他の加盟国の EU 商標裁判所が事件の実体について管轄権を有する場合であっても、EU 商標裁判所を含む加盟国の裁判所に対し、国内商標に関し当該国の法律に基づいて利用することができるような EU 商標又は EU 商標出願に関する防御措置を含む暫定的措置を求めて申請をすることができる。

(2) 第 97 条(1)、(2)、(3)又は(4)に基づく管轄権を有する EU 商標裁判所は、規則(EC)No. 44/2001 の第 III 編により承認及び執行のために必要とされる手続に従うことを条件として、加盟国の領域内において適用される暫定的措置及び防御措置を認めるための管轄権を有する。他の裁判所は、このような管轄権を有さないものとする。

(1 2) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

1) セントラルアタックにより国内出願に変更した際の取扱い

国際登録が本国官庁の要求により、指定商品又はサービスの全部又は一部について取り消された場合には、国際登録出願の名義人は国際登録が保護されていた締約国の官庁に同一商標の登録を出願することができる。当該出願は、取り消された国際登録の領域指定の保護開始日に応じて、国際登録日又は事後指定の日に出願されたものとみなされ、当該国際登録に優先権が認められていた場合には、同一の優先権を有する。ただし、当該出願は国際登録が取り消された日から 3 か月以内に行われ、出願にかかる指定商品又はサービスは国際登録の領域指定により当該出願国で保護されていた指定商品及びサービスに含まれており、手数料の支払を含む当該締約国の法令に従っていることを条件とする（マドリッド協定議定書第 9 条の 5）。

EU 商標の出願に関する規定は、上記マドリッド協定議定書第 9 条の 5 に基づく国際登録の取消しに伴う EU 商標の出願（変更、transformation）に準用される（理事会規則第 161 条(1)）。ただし、当該変更の申請にかかる国際登録の領域指定について、保護認容声明が発行され、又は暫定的拒絶通報がすべて撤回されて公報に公告されている場合には、絶対的拒絶理由の審査、サーチレポートの作成、出願公告、情報提供、異議申立て、異議申立手続に関する理事会規則第 37 条から第 42 条は適用されない（理事会規則第 161 条(2)）。

出願条件の審査が行われ、その際に、国際事務局により国際登録が取り消された日から 3 か月以内に出願がなされなかったことが判明した場合又は EU 商標登録の対象となる商品及びサービスが、欧州連合に関して登録されていた国際登録の対象である商品及びサービ

スの一覧に含まれていない場合には、国際登録出願の名義人は、その欠陥を是正するよう促される。この欠陥に関して、EUIPO が定めた期間内に是正されない場合には、国際登録日、領域拡張日及びあれば国際登録の優先日に対する権利が失われる（理事会規則第 161 条(4)、(5)²⁸、実施規則第 124 規則(3)、(4)）。

変更による EU 商標の出願には、変更による出願である旨を記載し、通常の出願の記載事項のほかに、取り消された国際登録の番号、国際登録が取り消された日、場合に依りて取り消された国際登録の国際登録日又は欧州連合を事後指定した日、必要に応じて取り消された国際登録に登録された国際出願で主張された優先日を記載しなければならない（実施規則第 124 規則(1)、(2)）。

欧州経済領域の非居住者の場合には、EUIPO で認められた代理人を通じて行う必要があると考えられるが、変更の説明が記載されている審査ガイドライン Part M, 4.3 には、代理人の選任を要する記載はない。

変更のための特別な手数料はなく、通常 EU 商標出願手数料を、EUIPO に対して EU 商標出願の 1 か月以内に支払えばよい（審査ガイドライン Part M, 4.3.6）。

マドリッド協定議定書第 9 条の 5 国際登録の国内出願又は広域出願への変更

国際登録が、当該国際登録において指定された商品及びサービスの全部又は一部につき第 6 条(4)の規定に基づく本国官庁の請求により取り消された場合において、当該国際登録に係る領域指定が行われていた締約国の官庁に対し当該国際登録の名義人であった者が同一の標章に係る標章登録出願をしたときは、当該標章登録出願は、次の(i)から(iii)までの条件を満たすことを条件として、第 3 条(4)に規定する国際登録の日又は第 3 条の 3(2)に規定する領域指定の記録の日に行われたものとみなし、かつ、当該国際登録についてその名義人が優先権を有していた場合には、当該名義人であった者は、同一の優先権を有するものとする。

(i) 標章登録出願が国際登録の取り消された日から 3 か月以内に行われること。

(ii) 標章登録出願において指定された商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録において指定されていた商品及びサービスに実際に含まれること。

(iii) 標章登録出願が手数料の支払を含む関係法令上のすべての要件を満たしていること。

理事会規則第 161 条 変更

(1) (2)に従うことを条件として、EU 商標出願に適用される規定は、マドリッド協定議定書第 9 条の 5 による国際登録の EU 商標出願への変更を求める申請に準用する。

(2) 変更を求める申請が第 152 条(2)によりその詳細が公告されている欧州連合を指定する国際登録に係るときは、第 37 条から第 42 条までは適用されないものとする。

(4) 第 36 条(1)(b)に従う審査の過程において、庁が、国際事務局により国際登録が取り消された日から 3 か月以内に出願がなされなかったと庁が判断した場合、又は EU 商標登録の対象となる商品及びサービスが、国際登録が連合に関して登録された商品及びサービスの一覧に含まれていない場合には、庁は出願人にその欠陥を是正するよう求めるものとする。

²⁸ 理事会規則第 161 条(4)、(5)は 2017 年 10 月 1 日に施行されるが、その内容は実施規則第 124 規則(3)、(4)に規定されているため、2017 年 1 月 25 日現在と運用は変わらない。

(5) 庁が定めた期間内に(4)に記載された欠陥が是正されない場合は、国際登録日又は領域拡張の権利、及びあれば国際登録の優先権が失われるものとする。

実施規則第 124 規則 欧州連合を指定する国際登録の EU 商標出願への変更

(1) マドリッド協定議定書第 9 条の 5 により、かつ、理事会規則第 161 条に従い、国際事務局が本国当局の請求により取り消した国際登録の変更を検討するために、EU 商標出願にはその旨の表示を含めなければならない。その表示は、当該出願時にしなければならない。

(2) 当該出願には、第 1 規則にいう表示及び要素に加え、次のものを含める。

(a) 取り消された国際登録の番号の表示

(b) 国際事務局が当該国際登録を取り消した日付

(c) 該当する場合は、マドリッド協定議定書第 3 条(4)による国際登録日又はマドリッド協定議定書第 3 条の 3(2)による国際登録の後になされた欧州連合への領域拡張の記録日

(d) 該当する場合は、国際事務局が保管する国際登録簿に登録された国際出願において主張された優先日

(3) 第 9 規則(3)に従う審査の過程において、国際事務局が国際登録を取り消した日付から 3 か月以内に当該出願がなされなかったこと又は登録されるべき EU 商標の対象である商品及びサービスが欧州連合に関して登録されていた国際登録の対象である商品及びサービスの一覧に含まれていないことを庁が認める場合は、同庁は、同庁の指定する期間内に発見された欠陥を是正し、かつ、特に商品及びサービスの一覧を欧州連合に関して登録されていた国際登録の対象である商品及びサービスの一覧に含まれている商品及びサービスに限定するよう出願人に求める。

(4) (3)にいう欠陥が期限内に是正されない場合は、国際登録日又は領域拡張日及び存在する場合は国際登録の優先日に対する権利は喪失する。

審査ガイドライン Part M, 4.3.6 料金

特別な「変更」の手数料はない。EU を指定する IR の変更起因する EUTM 出願は、「通常の」EUTM 出願と同じ手数料、すなわち基本手数料の対象となる。

EUTM 出願の基本手数料は、EUTMR 第 27 条及び MP²⁹第 9 条 (iii) に従い、変更が認められるに、EUTM 出願から 1 か月以内に EUIPO に支払われなければならない。例えば、変更の 3 か月の期限の終了が 2012 年 4 月 1 日で EUTM 出願への変更が 2012 年 3 月 30 日に行われた場合、基本料金の支払期限は 2012 年 4 月 30 日である。その日以降に支払いが行われた場合、変更の条件は満たされず、変更は拒絶され、EUTM 出願に与えられる出願日は支払日となる。

2) 代替 (Replacement) の取扱い

同一の商標についての EU 商標の登録と国際登録が同一人名義でなされている場合には、国際登録は、EU 商標に認められた権利を損なうことなく、EU 商標に代替する。ただし、当該国際登録の領域指定が欧州連合内で保護されており、EU 商標の指定商品又はサービスは欧州連合内で保護が認められた国際登録の領域指定の指定商品又はサービスに含まれており、EU 商標の登録後に国際登録の領域指定が EUIPO に通知されていることを条件とする

²⁹ マドリッド議定書のこと。

(マドリッド協定議定書第 4 条の 2(1))。

EUIPO は、請求により、EU 商標がマドリッド協定議定書第 4 条の 2(2)に従い国際登録により差し替えられたものとみなす旨の通知を登録簿に登録する（理事会規則第 157 条）。その事実は公報 C. 3. 7 に公告される（審査ガイドライン Part M, 4. 4. 5）。要望の様式はなく、代替の記録の請求は無料である（審査ガイドライン Part M, 4. 4. 4）。欧州経済領域の非居住者の場合には、EUIPO で認められた代理人を通じて行う必要があると考えられるが、代替の説明が記載されている審査ガイドライン Part M, 4. 4 には、代理人の選任を要する記載はない。

EU 商標に代替が記録されたときは、国際事務局に通知され、国際事務局は当該事実を国際登録に登録し、公告し、名義人に通知する（マドリッド共通規則第 21 規則(1)、(2) (a)）。

代替の申請は、国際登録の領域指定又は事後指定が EUIPO に通知された後はいつでもすることができる（審査ガイドライン Part M, 4. 4. 3）。代替の申請についてはマドリッド協定議定書第 4 条の 2 要件の形式審査のみが行われるが、名義人の同一性については譲渡の可能性もあるため審査されない。代替の要件が満たされているかどうかの最終確認は国際登録出願の名義人が行うべきである。代替が記録された後においても EU 商標の登録が更新されている限りは、国際登録と EU 商標は併存することになる（審査ガイドライン Part M, 4. 4. 3）。セントラルアタックの危険のある国際登録日から 5 年間は EU 商標を維持することが望ましい。

先行する EU 商標がシニオリティの権利を有する場合には、当該権利も損なわれることはないと考えられるため、シニオリティの権利（該当加盟国及び権利日）も、代替の通知に際して国際事務局に通知される（審査ガイドライン Part M, 4. 4. 6）。

マドリッド協定議定書第 4 条の 2 国際登録による国内登録又は広域登録の代替

(1) いずれかの締約国の官庁による国内登録又は広域登録の対象である標章が国際登録の対象でもあり、かつ、その名義人が国際登録の名義人と同一である場合には、当該国際登録は、当該国内登録又は広域登録により生ずるすべての権利を害することなく、かつ、次の(i)から(iii)までの条件を満たすことを条件として、当該国内登録又は広域登録に代替することができるものとみなす。

(i) 国際登録による標章の保護の効果が第 3 条の 3(1)又は(2)の規定に基づいて当該締約国に及んでいること

(ii) 国内登録又は広域登録において指定されたすべての商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録においても指定されていること。

(iii) (i)に規定する効果が国内登録又は広域登録の日の後に生じていること

(2) (1)に規定する官庁は、求めに応じ、自己の登録簿に国際登録について記載しなければならない。

理事会規則第 157 条 国際登録による EU 商標の差替

庁は、請求により、EU 商標がマドリッド協定議定書第 4 条の 2 に従い国際登録により差し替えられたものとみなす旨の通知を登録簿に登録する。

審査ガイドライン Part M, 4.4.5 公告

(省略)

代替は EU 商標の登録簿に記入され、公報 Part C.3.7 に掲載される。

審査ガイドライン Part M, 4.4.4 手数料

代替の記録の請求は無料である。

マドリッド共通規則第 21 規則 国際登録による国内登録又は広域登録の代替

(1) [通報]

協定第 4 条の 2(2) 又は議定書第 4 条の 2(2) の規定に従い、指定締約国の官庁が、名義人によってその官庁に直接行われた申請により、国内登録又は広域登録が国際登録によって代替されている旨をその国内登録簿に記録した場合には、当該官庁は、その旨を国際事務局に通報する。かかる通報には、次のものを表示する。

(i) 関係する国際登録の番号

(ii) 代替が、国際登録に係る一又は複数の商品及びサービスのみに関係する場合には、当該商品及びサービスの表示、及び

(iii) 国際登録によって代替された国内登録又は広域登録の出願日及び出願番号並びに登録日及び登録番号、及び優先日(該当する場合)

この通報には、国際事務局と関係する官庁の間で合意した様式により、国内登録又は広域登録により生ずる他の権利に基づく情報を含めることができる。

(2) [記録]

(a) 国際事務局は、(1) の規定に基づき通報された表示を国際登録簿に記録し、その旨を名義人に通報する。

審査ガイドライン Part M, 4.4.3 手続

代替の請求は、WIPO による EU 指定の通知後いつでも、国際登録の保有者が EUIPO に提出することができる。

(省略)

代替が記録された後、EU 商標は、所有者が更新する限り、登録簿に正常に維持される。換言すれば、代替された EU 商標と EU を指定する IR (国際登録) との間には、共存がある。

(省略)

審査ガイドライン Part M, 4.4.6 代替とシニオリティ

(省略)

代替は、先の登録により「取得した権利を害することなく」行われるため、EUIPO は、CR³⁰第 21 規則の下 WIPO に送付する通知の内容内で、置き換えられた EUTM 登録に含まれるシニオリティの主張に関する情報を含める。

³⁰ マドリッド共通規則のこと。

(1 3) 議定書に関する宣言

①手数料（個別手数料の宣言の有無）

個別手数料を宣言している。

以前は、商品・サービスの3類分までは同一料金であったが、2016年3月23日より、次のような料金体系となった。

手数料は、出願又は事後指定及び更新時に、商品やサービス1類分では897スイスフラン、2類分では952スイスフランであり、3類分以上では、1類追加ごとに164スイスフラン追加される³¹。

団体標章の場合の手数は、出願又は事後指定及び更新時に、1類分では1531スイスフラン、2類分では1586スイスフランであり、3類分以上では、1類追加ごとに164スイスフラン追加される³²。

②暫定拒絶通報期間（18か月）に関する宣言

暫定的拒絶通報の期間を18か月とすることを宣言している。

③使用意思の宣言

使用意思の宣言は要求していない。ただし、団体商標は使用規則を提出する必要がある。

④ライセンスに関する宣言

国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言はしていない。国際登録に記録されたライセンスは、欧州連合内で有効である。

(1 4) 欧州の特徴的な制度

1) スローガンや音響、色彩又は色彩の組合せのみの商標についても登録が認められることがある。商品及びサービスの指定は、分類の見出しによることも認められる。

2) 類似の商標が類似の指定商品及びサービスに使用される場合であっても、当事者間で解決することを優先的に考えるシステムがある。

(a) EUIPO は、出願人の請求があれば、サーチレポートにより、先行する類似商標等を国

³¹ 下記リンク先→1. Designations made in the international application or subsequent to the international registration→「European Union」の欄及び下記リンク先→2. Renewal→「European Union」の欄を参照。

http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html [最終アクセス日：2017年1月27日]

³² 同上

際登録出願の名義人に通知する。

- (b) 上記サーチレポートに記載された先行商標の所持所有者に、類似する商標の国際登録の領域指定を通知する。
- (c) 相対的拒絶理由の審査は、異議申立てがある場合のみ行われるので、同一商標が登録されていても、当該商標登録の所有者の同意を得られれば登録される可能性がある。
- (d) 異議申立手続開始前に当事者間での協議や和解による解決の期間が設けられている。

3) 欧州連合の加盟国全体で効力を有することに伴う重複や不都合を軽減するための制度がある。

- (a) EU 商標が拒絶され、又は消滅した場合に、欧州連合の加盟国の国内商標の登録の出願（国際登録の領域指定を含む）に転換（conversion）できる制度がある。
- (b) 新たに登録された EU 商標の権利者が、欧州連合の各加盟国での商標登録を維持することなく、当該権利者が従来から当該加盟国において有していた当該加盟国商標についての権利を継続して保有できるシニオリティの制度がある。

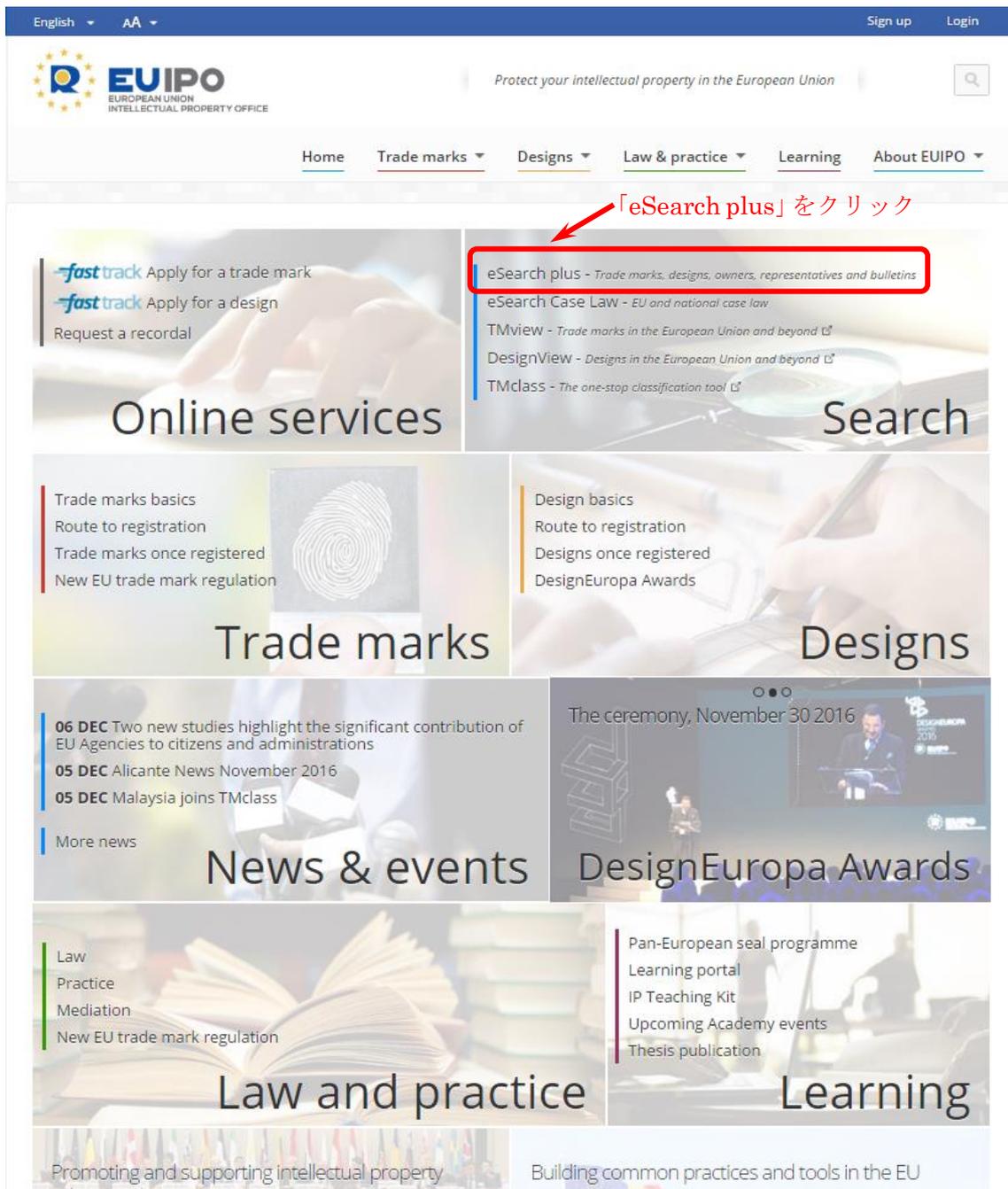
(15) ウェブサイト等からの入手可能な情報

①商標検索システム

参照アドレス：<https://euipo.europa.eu/eSearch/#advanced/trademarks>

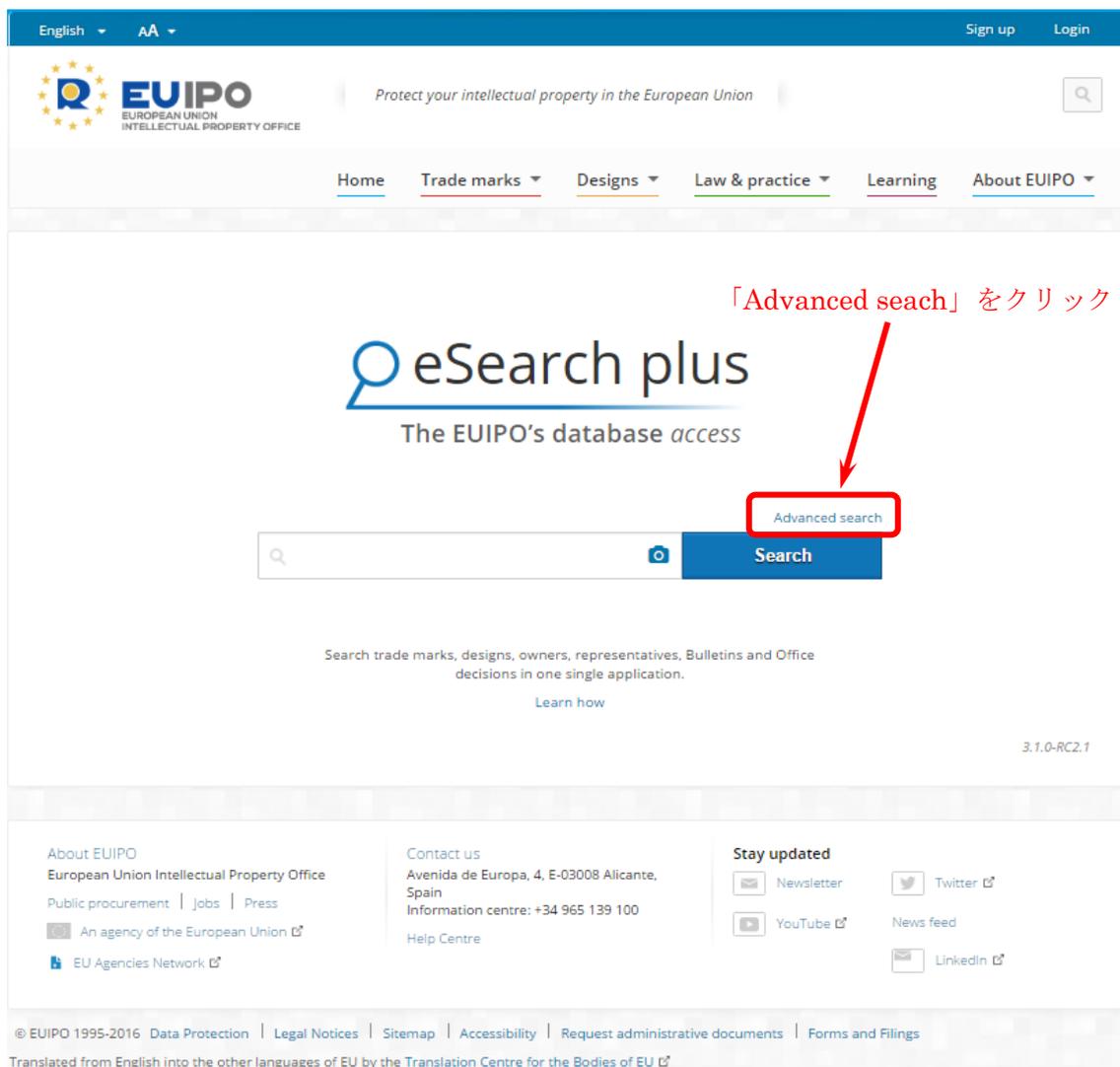
検索手順：

手順1：
EUIPO のトップページ (<https://euipo.europa.eu/>) の「Search」の「eSearch plus」をクリック。



手順 2 :

簡易商標検索ページ (<https://euipo.europa.eu/eSearch/>) の「Advanced search」をクリック。



手順3：

高度商標検索ページ

初期画面における検索項目は、以下の2つのみである。

1) Trade mark number：商標登録番号

フリーフォームで入力する。検索条件をプルダウンメニューから「contains (を含む)」、「is (と等しい)」、「starts with (から始まる)」、「ends with (で終わる)」のいずれか1つを選択できる。

2) Trade mark name：商標名

フリーフォームで入力する。検索条件は1)と同様に選択できる。

※1 検索結果については、「Sort results by」のプルダウンメニューから「Trade mark number (商標登録番号)」、「Trade mark name (商標名)」、「Filing date (出願日)」、「Registration date (登録日)」、「Publication date in A.1. (出願公告日)」のいずれか1つを選択して、かつ「Ascending (昇順)」又は「Descending (降順)」を選択することで、表示する順番を変更することができる。なお、初期

画面では、「Trade mark number (商標登録番号)」及び「Ascending (昇順)」が設定されている。

- ※2 上記以外の検索項目を追加する場合は、画面左の一覧の検査項目をクリックすることで追加することができる。
- ※3 検査項目の一番右側の×印をクリックすることで、検査項目を除くことができる。

追加できる主な検査項目は、以下のとおりである。

3) Trade mark representation : 商標の表示

図形ファイルを所定の範囲内にドラッグアンドドロップ又はアップロードして、検索することができる。ファイル形式は JPG、PNG、GIF、TIFF に対応している。

4) Trade mark type : 商標の種類

All (全選択)、3D (立体)、Color (色)、Sound (音)、Figurative (図形)、Others (その他)、Olfactory (匂い)、Hologram (ホログラム)、Word (文字) の選択が可。

5) Trade mark basis : 検索商標の対象

All (全商標が対象)、EUTM (全 EU 商標が対象)、EUTM on which IA is based (国際出願された EU 商標のみ対象)、IR designating the EU (欧州連合を指定した国際登録商標が対象) の選択ができる。

6) Trade mark status (IR) : 欧州連合を指定した国際登録商標の状況

All (すべて)、IR received (領域指定通知の受領)、IR under examination (審査中)、Opposition pending (異議申立受領)、Start of opposition period (異議申立期間開始)、IR refused (拒絶)、IR accepted (保護認容)、IR decision appealed (審判請求)、Removed from the Register (登録簿からの取消し)、IR cancelled (放棄) の選択ができる。

7) Nice Classification : ニース分類

01~45 までの番号の選択ができる (複数選択可)。

ここでは、以下の条件で検索する。

1) : Trade mark name “contains” “beer”

6) : Trade mark status (IR) ” IR accepted”

※1 : Sort results by “Trade mark number” “Descending”

English AA Sign up Login

EUIPO
EUROPEAN UNION
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

Protect your intellectual property in the European Union

Home Trade marks Designs Law & practice Learning About EUIPO

eSearch plus
The EUIPO's database access

Trade marks Designs Owners Representatives Daily publication

Add search criteria from below

Trade mark information

- Trade mark representation
- Trade mark number
- Trade mark name
- Trade mark type
- Trade mark basis
- Trade mark description
- Reference
- Recordal number
- Trade mark status (EUTM)
- Trade mark status (IR)
- Acquired distinctiveness
- Nature of the mark

Trade mark classification

- Vienna Classification
- Nice Classification
- Goods and services
- Publication section

Dates

- Filing date
- Registration date
- Expiry date
- Publication date

Owners and Representatives

- Owner ID number
- Owner name
- Representative ID number
- Representative name

Office decisions

Search criteria

Sort results by Trade mark number Descending

Trade mark number contains

and Trade mark name contains beer

and Trade mark status (IR) IR accepted

Clear criteria Reset to default Search

Search for Trade marks with Trade mark name contains "beer" and Trade mark status (IR) like IR accepted, sorted by Trade mark number, Descending.

※1 プルダウンメニューから項目を選択することで、検索結果の表示順番を変更することができる。

※2 項目をクリックすることで検索項目に追加することができる。

※3 「×」をクリックすることで、検索項目から除くことができる。

手順4：

検索結果の表示画面

初期画面の表示形態は「Detail View」に設定されており、商標ごとに以下の項目が表示されている。

1) 出願番号－商標名、2) 図形（図形商標の場合のみ）、3) Trade mark information（商標の情報）、4) Owner information（所有者の情報）、5) Representative information（代理人の情報）、6) Last publication（最終公告）

各商標の詳細については、1) 出願番号－商標名をクリックすれば見られる。また、図形をクリックすると図形商標を拡大してみることができる。なお、出願番号については、EUを指定する国際登録は、国際登録番号の前に「W」が付いており、その後、新しい国際登録商標の場合には0（例：W0 1234567）、事後指定の場合は1（例：W1 0987654）で示される。商標検索システムで検索する場合は、「W」は入力せずに検索する点に留意すべきである。

検索結果の表示形態は、「Detail View」以外にも「List View」又は「Images View」に切り替えることができる。なお、「List View」の場合には、上記の「W」は省略されている。

eSearch plus

The EUIPO's database access

 Search

Advanced search

- Trade marks
- Designs
- Owners
- Representatives
- Daily publication

Search for Trade marks with Trade mark name contains "beer" and Trade mark status (IR) like IR accepted, sorted by Trade mark number, Descending. [Modify search](#)

57 search result(s) in 2 page(s) in 2.135 seconds 1 2

Actions [Generate .pdf](#)

表示形態を切り替えられる。

☰ ☰ ☰ 50

Select all

See filters

W01296540 - ASAHI BREWERIES LIMITED ASAHI BEER THE BEER FOR ALL SEASONS SUPER "DRY" Asahi [+ info](#)



Trade mark information

Trade mark number: 1296540

Type: Figurative

Designation date: 22/01/2016

Registration date: 22/01/2016

Nice Classification: 32

Trade mark status: IR accepted

Basis: IR

Reference:

Owner information

Owner ID number:

Owner name: Asahi Group Holdings, Ltd.

Representative information

Representative ID nu...:

Representative name:

Last publication

30/09/2016 **M.3.1**

クリックすると詳細が見られる。

W01281465 - BBQ BEER [+ info](#)



Trade mark information

Trade mark number: 1281465

Type: Figurative

Designation date: 14/10/2015

Registration date: 14/10/2015

Owner information

Owner ID number:

Owner name: ANTÓNIO MANUEL MALHEIRO COELHO LIMA

手順5：

各商標の詳細情報の表示ページ

- 1) Timeline：経過
- 2) Actions and communications：アクションとやりとり
- 3) Graphic representation：図形表現
- 4) Trade mark information：商標の情報
- 5) Goods and services：商品とサービス
- 6) Description：商標の説明
- 7) Owners：所有者
- 8) Representatives：代理人
- 9) Correspondence：書簡のやりとり
- 10) IR transformation：変更
- 11) Seniority：シニオリティ
- 12) Exhibition priority：博覧会による優先権
- 13) Priority：優先権
- 14) Publications：公告状況
- 15) Cancellation：放棄
- 16) Recordals：登録
- 17) Oppositions：異議
- 18) Appeals：審判請求、上訴
- 19) Decisions：判決
- 20) Renewals：更新
- 21) Trade mark relations：関連する商標

English AA Sign up Login

EUIPO
EUROPEAN UNION
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

Protect your intellectual property in the European Union

Home Trade marks Designs Law & practice Learning About EUIPO

eSearch plus
The EUIPO's database access

Search Advanced search

EUTM file information Back to search results 1 of 57

ASAHI BREWERIES LIMITED ASAHI BEER THE BEER FOR ALL SEASONS SUPER "DRY" Asahi

1296540

Certificate Print

Log in to access advanced functionalities Log in Sign up

Timeline

Event	Date
IR received	28/04/2016
IR under examination	28/04/2016
Start of opposition period	29/05/2016
End of opposition period	29/08/2016
IR accepted	29/09/2016
Registered IR	08/12/2016
IR expiry date	22/01/2026

0 oppositions received

Actions and communications

IR

Graphic representation

②有効な指定商品・役務（サービス）名を確認するサイト

参照アドレス：<http://tmclass.tmdn.org/ec2/classheadings>

検索手順：

手順1：

EUIPOのトップページ (<https://euipo.europa.eu/>) の「Search」の「TMclass」をクリック。

English AA Sign up Login

 **EUIPO**
EUROPEAN UNION
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

Protect your intellectual property in the European Union

Home Trade marks Designs Law & practice Learning About EUIPO

「TMclass」 をクリック

Online services

- fast track Apply for a trade mark
- fast track Apply for a design
- Request a recordal

Search

- eSearch plus - Trade marks, designs, owners, representatives and bulletins
- eSearch Case Law - EU and national case law
- TMview - Trade marks in the European Union and beyond
- DesignView - Designs in the European Union and beyond
- TMclass - The one-stop classification tool**

Trade marks

- Trade marks basics
- Route to registration
- Trade marks once registered
- New EU trade mark regulation

Designs

- Design basics
- Route to registration
- Designs once registered
- DesignEuropa Awards

News & events

- 06 DEC Two new studies highlight the significant contribution of EU Agencies to citizens and administrations
- 05 DEC Alicante News November 2016
- 05 DEC Malaysia joins TMclass
- More news

DesignEuropa Awards

The ceremony, November 30 2016

Law and practice

- Law
- Practice
- Mediation
- New EU trade mark regulation

Learning

- Pan-European seal programme
- Learning portal
- IP Teaching Kit
- Upcoming Academy events
- Thesis publication

Promoting and supporting intellectual property Building common practices and tools in the EU

手順 2 :

(<http://tmclass.tmdn.org/ec2/>) の画面下部の「ニース国際分類見出し」をクリック。

TMclass

分類ツール 分類リソース 翻訳ツール

マイリスト: 何も選択されていません

用語の検索

言語: 英語 (en) 用語の検索: 用語の検索 (例:牛乳) ニース分類: 1-45 HDB (欧州共通データベース) 官庁データベース

検索

用語を表示

詳細検索

TMclass へようこそ

TMclass(商標五庁)の「IDリスティングプロジェクト」は、多数の管轄区域で商標保護を求めらる商標の権利者を支援することを目的としています。

商標官庁へのリンク:

調剤済み官庁

- * EUIPO
- * OPA
- * BPO
- * BQIP
- * DRCDR
- * IPO CZ
- * DPMA
- * DKPTO
- * EEA
- * OEPM

AT BG BW CV CZ DE DK EE ES

その他の官庁

- * WIPO
- * INPI BR
- * ALGDP
- * BRUIPO
- * IIP BIH
- * IPI
- * SAIC
- * SIC
- * CIPO - OPIC
- * SOIP
- * NIPC

BR AL BA CH CN CO CA MK GE

調剤済み官庁

- * PRH
- * INPI
- * UKIPO
- * GGE
- * SIPO HR
- * IPO
- * TE IPO
- * UEBM
- * VPB

FI FR GB GR HR HU IE IT LT

その他の官庁

- * IPO
- * CGPDTM
- * JPO
- * DIP
- * KIPO
- * MYIPO
- * IMPI
- * IPOM
- * OMPIC
- * NIPO

IS JP KH KR MY MK ME MA NO

その他の官庁

- * LRPV
- * CD IPRD
- * PPO
- * INPI PT
- * OSIM
- * PRV
- * SIPO
- * SKIPO

LV MT PL PT RO SE SI SK

ニュース

05/12/2016
Malaysia joins TMclass

04/11/2016
HARMONISED DATABASE UPDATE -October

24/10/2016
Philippines joins TMclass

全てのニュースを読む...

チュートリアル

View TMclass tutorials

商標を保護していますか?

TMview DesignView Madrid G&S Manager

TMclass 情報 お問い合わせ ニース国際分類見出し ニュース このサイトに関して ヘルプ FAQ チュートリアル

手順 3 :

ニース国際分類見出しの画面 (<http://tmclass.tmdn.org/ec2/classheadings>) が表示される。

なお、表示言語は、画面右上のプルダウンメニューから選択できる。

ニース分類見出しは、34分類の商品と11分類のサービスの内容を説明したものです。ニース分類に関して

日本語 (ja) ▼

検索:

分類	用語のリスト
1	工業用・科学用・写真用・農業用・園芸用及び林業用の化学品；未加工人造樹脂、未加工プラスチック；肥料；清火剤；焼戻し剤及びひまだ付け剤；食品保存用化学剤；なめし剤；工業用接着剤
2	ペイント、ワニス、ラッカー；防錆剤・防錆油・防錆グリース及び木材保存剤；着色剤；媒染剤；天然樹脂（未加工のもの）；塗装用、裝飾用、印刷用及び美術用の金属箔及び金属粉
3	洗濯用漂白剤その他の洗濯用剤；洗剤（僅量用化学洗剤を除く。）；つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤；せっけん；香料、薫料及び香水類、精油、化粧品、ヘアローション；歯磨き
4	工業用の油及び油脂；滑潤剤；潤滑油及び潤滑グリース；塵埃吸引剤；塵埃溜溜剤及び塵埃吸着剤；燃料（原動機用燃料を含む。）及び点火又は照明（灯火）用燃料；照明用のろうそく及び灯芯
5	医療用薬剤、医療用剤及び獣医科用剤；医療用の衛生剤；食餌療法用食品・飲料・薬劑（獣医科用のものを含む。）；乳児用食品；サプリメント及び動物用サプリメント；膏藥、包帯；歯科用充填材料及び歯科用ワックス；消毒剤；有害動物駆除剤；殺菌剤、除草剤
6	金属及びその合金；金属製建築材料；運搬可能な金属製建築物；鉄道線路用金属材料；金属製のケーブル及びファイヤ（電気用及び貴金属製のものを除く。）；鉄製品、小型金属製品；金属管；金庫；鉱石
7	機械及び工作機械；原動機（陸上の乗物用のものを除く。）；機械用の歯車及び伝導装置の構成部品（陸上の乗物用のものを除く。）；農業用器具（手動式のものを除く。）；ふ卵器；自動販売機
8	手持ちの工具及び器具（手動式のものの）；刃物類；携帯武器（火器を除く。）；かみそり（電動式のものを含む。）
9	科学用・航海用・測量用・写真用・映画用・光学用・計量用・測定用・信号用・検査（監視）用及び人命用の機器並びに教育用映像関連機械器具、教育用音声関連機械器具、教育用電子応用機械器具；電気伝導用・開閉用・変圧用・雷電用・調整用又は制御用の機械器具；音響又は映像の記録用・送信用及び再生用の装置；磁気記録媒体・記録ディスク（未記録のもの）；未記録のコンパクトディスク、DVD及びその他のデジタル記録媒体；硬質作動式機械用の胎動装置；金銭登録機、計算機、データ処理装置、コンピュータ；コンピュータソフトウェア；消火器
10	外科用・内科用・歯科用及び獣医科用の機器；義肢；義眼及び義歯；整形外科用品；複合用材料
11	照明用装置、暖房用装置、蒸気発生用装置、調理用装置、冷却用装置、乾燥用装置、換気用装置、給水用装置、衛生用装置
12	乗物；陸上、空中、又は水上の移動用の装置
13	火器；銃砲弾及び発射体；火薬類；花火（「おもちゃ」に属するものを除く。）
14	貴金属及びその合金；宝飾品、宝玉、宝玉の原石；計時用具
15	楽器
16	紙類；印刷物；製本用材料；写真；文具類；文具品としての又は家庭用の接着剤；美術用材料（文房具）；絵筆及び塗装用ブラシ；タイプライター及び事務用品（家具を除く。）；教材（器具を除く。）；包装用プラスチック材料；活字；印刷用ブロック
17	未加工又は半加工のゴム、グタバールカ、ガム、石綿、雲母及びこれらの材料の代用品；製造用で押出成形されたプラスチック；諸物用・止具用・電気絶縁用・断熱用及び防音用の材料；フレキシブル管（金属製のものを除く。）
18	革及び皮革；獣皮；トランク及び旅行かばん；傘及び日傘；つえ；もち、引き革及び馬具類
19	建築材料（金属製のものを除く。）；金属製でない建築用硬質管；アスファルト、ピッチ及び瀝青；金属製でない運搬可能な建築物；モニュメント（金属製のものを除く。）
20	家具、鏡、磁器；未加工又は半加工の骨、角、象牙、蹄の及び、真珠母；貝殻；海泡石；コルク
21	家庭用又は台所用の器具及び容器；くし及びスポンジ；ブラシ（絵筆及び塗装用ブラシを除く。）；プラスチック製材料；清浄用具；スチールウール；未加工又は半加工のガラス（建築用のものを除く。）；ガラス製品、磁器製品及び陶器製品
22	ロープ及びひも；諸物用材料（紙製、厚紙製、ゴム製又はプラスチック製のものを除く。）；織物用の未加工繊維；デント、オーニング及びターポリン；絹；帆；袋
23	織物用糸
24	織物及び織物の代用品；ベッドカバー；テニールカバー

手順 4 :

用語の検索を行うには、(<http://tmclass.tmdn.org/ec2/>) の画面で、「用語の検索」に用語を、必要であれば「ニース分類」に分類番号を、入力して、「検索」のボタンをクリック。

ここでは、用語「beer」を入力して検索。

用語の検索

言語: 英語 (en)

用語の検索: beer

ニース分類: 1-45

HDB (欧州共通データベース)

官庁データベース

- WIPO
- BRUIPO (BN)
- CIPD, OPIC (CA)
- OAPI (CM)
- CGPDTM (IN)
- DIP (KH)
- MYIPO (MY)
- IPOPHL (PH)
- USPTO (US)

検索
用語を表示

用語、分類番号を入力して、「検索」クリック

詳細検索

TMclass へようこそ

TMclass(商標五庁)の「IDリストプロジェクト」は、複数の管轄区域で商標保護を求める商標の権利者を支援することを目的としています。

商標官庁へのリンク:

調和済み官庁

- EUIPO
- OPA
- BPO
- BOIP
- DRCOR
- AT
- BG
- BX
- CY
- PRH
- INPI
- UKIPO
- GGE
- FI
- FR
- GB
- GR
- LRPV
- CD IPRD
- PPO
- INPI PT
- LV
- MT
- PL
- PT

ニュース

05/12/2016
Malaysia joins TMclass

04/11/2016
HARMONISED DATABASE UPDATE - October

手順 5 :

検索結果の表示画面

調和済みにチェックがあれば、欧州共通、つまり EUIPO で受け入れられている用語であること意味している。

用語の検索

言語: | 用語の検索: | ニース分類: | HDB (欧州共通データベース) | 官庁データベース

WIPO
 BRUIPO (BN)
 CIPO - OPIC (CA)
 OAPI (CM)
 CGPDTM (IN)
 DIP (KH)
 MYIPO (MY)
 IPOPHL (PH)
 USPTO (US)

用語を表示

免責事項

[詳細検索](#)

用語を表示 (タクソミー)

結果

結果ページの固定 | ツリー構造を非表示にする | 結果の設定 | サイトへのリンク | ソースを表示

Classification	75
Goods	62
Class 1	3
Chemical and organic compositions for use in the manufacture of food and beverages	
Class 2	3
Dyes, colorants, pigments and inks	
Food and beverage colorings	
Class 6	2
Metal hardware	
Class 7	5
Pumps, compressors and fans	
Machines and machine tools for treatment of materials and for manufacturing	

1 - 25 から 75 までの結果の表示 1 から 3 のページ

分類	用語	調和済み	Harm	Nice	IDI	Grou	MGS
<input type="checkbox"/> 32	Beer	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 32	Beers	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 32	Malt beer	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 32	Root beer	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 32	Beer wort	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 21	Beer glasses	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 32	Flavored beer	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 32	Black beer	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 32	Imitation beer	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 21	Beer steins	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 21	Beer nitro	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>